後期高齢者担当主管課長及び担当者会議

場所：石川保健相談センター
日時：令和７年５月 15 日（木）

○第３回沖縄県後期高齢者医療広域連合
事務所移転検討委員会の開催について

１．日　　時：令和７年５月１５日（木）午前１０時
２．出席委員：（北部地区）名護市国民健康保険課長　　上地　健吾
（中部地区）宜野湾市国民健康保険課長　川満　勤子
（南部地区）南城市国保年金課長　　吉里　昌太
（宮古地区）宮古島市国民健康保険課長　池間　広樹
（八重山地区）石垣市健康保険課長　　友寄　英之
３．協議事項
⑴　委員委嘱状の交付
⑵　委員会の開催
①　委員長及び副委員長の互選
②　広域連合長からの諮問
③　経緯説明等
④　候補物件の説明
⑤　意見交換

沖縄県後期高齢者医療広域連合
事務主管課長及び担当者会議

会計室

1　沖縄県後期高齢者医療広域連合市町村負担金納付スケジュールについて

2　指定金融機関の口座について

［参考資料］

沖縄県後期高齢者医療広域連合市町村負担金請求事務取扱要綱

後期高齢者医療事務主管課長及び担当者会議　資料　　令和7年5月15日（木）

沖縄県後期高齢者医療広域連合　　会計室

1.沖縄県後期高齢者医療広域連合市町村負担金納付スケジュールについて

令和7年度版

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
共通経費の負担金	一般会計		4/15(火)		6/25(水)				10/15(水)			1/15(木)		
	特別会計		4/15(火)		6/25(水)				10/15(水)			1/15(木)		
医療給付に要する経費の負担金				5/15(木)			8/15(金)			11/17(月)			2/16(月)	
保険料その他の納付金の負担金	保険料	普通徴収	4/21(月)	5/20(火)	6/20(金)	7/22(月)	8/20(水)	9/22(月)	10/20(月)	11/20(木)	12/22(月)	1/20(火)	2/20(金)	3/23(月)
		特別徴収	4/21(月)	5/20(火)	6/20(金)	7/22(月)	8/20(水)	9/22(月)	10/20(月)	11/20(木)	12/22(月)	1/20(火)	2/20(金)	3/23(月)
	基盤安定負担金					7/31(木)								3/31(火)

参考：沖縄県後期高齢者医療広域連合市町村負担金請求事務取扱要綱

※令和7年6月1日より指定金融機関の変更に伴い、振込口座が変わります。

沖縄県後期高齢者医療広域連合　会計室

指定金融機関の変更について

◎ 変更前

令和7年5月31日まで

沖縄銀行 石川支店	フリガナ	オキナワケンコウキコウレイシヤイリヨウコウイキレンゴウ　カイケイカンリシヤ		ヤマシロ　タカシ	
	口座名義	沖縄県後期高齢者医療広域連合　会計管理者		山城　敬	
	店番	口座番号	口座種別	会計区分等	備考
	315	1754582	普通	一　般　会　計	共通経費（一般会計分）
	315	1754593	普通	特　別　会　計	共通経費（特別会計） 保険料、負担金　など

◎ 変更後

令和7年6月1日から

琉球銀行 石川支店	フリガナ	オキナワケンコウキコウレイシヤイリヨウコウイキレンゴウ　カイケイカンリシヤ		ヤマシロ　タカシ	
	口座名義	沖縄県後期高齢者医療広域連合　会計管理者		山城　敬	
	店番	口座番号	口座種別	会計区分等	備考
	501	650777	普通	一　般　会　計	共通経費（一般会計分）
	501	650784	普通	特　別　会　計	共通経費（特別会計） 保険料、負担金　など

※ 債権者登録変更申請が必要な自治体には、後日申請書等を送付します。

○沖縄県後期高齢者医療広域連合市町村負担金請求事務取扱要綱

（目的）
第１条　この要綱は、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年沖縄県指令企第３号―43号許可）第17条第２項に定める負担金の請求に関する基本的な事項を定め、負担金に係る予算執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）
第２条　この要綱において「負担金」とは、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が構成市町村に対して請求する次に掲げるものをいう。
(1)　共通経費の負担金
(2)　医療給付に要する経費の負担金
(3)　保険料その他の納付金の負担金

（負担金の額）
第３条　前条第１号及び第２号に係る負担金の額については、広域連合の一般会計予算及び特別会計予算において定めた額とする。
２　前条第３号に係る保険料その他の納付金の負担金の額については、市町村が徴収した保険料の実額及び低所得者等の保険料軽減相当額とする。

（負担金の請求）
第４条　負担金の請求は、請求書（様式第１号～第４号）により納付期限の15日前までに行うものとする。ただし、第２条第３号に係る保険料については納入通知書（様式第５号）により納付する。
２　前項の第１回目の請求書には、次に掲げる資料を添付するものとする。
(1)　広域連合の一般会計予算及び特別会計予算書
(2)　負担金の額及び算出計算書
３　沖縄県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、負担金の適正な請求を行う必要があるときは、負担金の請求に係る事項について修正を加え請求することができる。

（負担金の納付）
第５条　負担金の請求は、納付期限及び負担率は、次の表に定めるとおりとする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その日の後において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を納付期限とする。

<table>
<tr><th colspan="4">共通経費の負担金</th><th colspan="2" rowspan="2">医療給付に要する経費の負担金</th><th colspan="4">保険料その他の納付金の負担金</th></tr>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">一般会計</th><th colspan="2" rowspan="2">特別会計</th><th colspan="2">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金</th><th>保険料普通徴収</th><th>保険料特別徴収</th></tr>
<tr><th>納付期限</th><th>負担率</th><th>納付期限</th><th>負担率</th><th>納付期限</th><th>負担率</th><th>納付期限</th><th>納付期限</th></tr>
<tr><td>第1回目
4月15日</td><td>25%</td><td>第1回目
4月15日</td><td>25%</td><td>第1回目
5月15日</td><td>35%</td><td rowspan="2">第1回目
7月</td><td rowspan="2">50%</td><td rowspan="3">市町村収納月の翌月20日</td><td rowspan="3">市町村収納月の翌月20日</td></tr>
<tr><td>第2回目
6月25日</td><td>25%</td><td>第2回目
6月25日</td><td>25%</td><td>第2回目
8月15日</td><td>35%</td></tr>
<tr><td>第3回目
10月15日</td><td>25%</td><td>第3回目
10月15日</td><td>25%</td><td>第3回目
11月15日</td><td>15%</td><td rowspan="2">第2回目
3月</td><td rowspan="2">決定後の精算金</td></tr>
<tr><td>第4回目
1月15日</td><td>25%</td><td>第4回目
1月15日</td><td>25%</td><td>第4回目
2月15日</td><td>15%</td><td></td><td></td></tr>
</table>

２　特別な事情により、前項の規定により難いと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、広域連合長は、納付期限及び負担率を変更することができるものとする。

（平29告示１・一部改正）
（負担金の計算）
第６条　第３条第１項に係る負担金の計算は、第１回から第３回までについては、千円未満を切り上げし、第４回で年額に調整する。

（負担金支払勧告）
第７条　広域連合長は、市町村が負担すべき負担金について、納付期限までに納付されていないときは、当該負担金の支払を勧告しなければならい。

（精算）
第８条　第３条第１項に係る負担金の精算については、当該年度の決算に基づき翌年度行うものとする。

附　則（平成20年３月12日告示第２号）
（施行期日）
１　この告示は、平成20年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　平成19年度の負担金の納付については、第５条の規定に関わらず第１回の納付期限を４月27日までとする。
附　則（平成28年４月１日告示第１号の１）
（施行期日）
この規則は、平成28年４月１日から施行する。
附　則（平成29年３月17日告示第１号）
（施行期日）
この要綱は、公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用する。
附　則（令和５年７月20日告示第16号）
（施行期日）
この告示は、令和６年４月１日から施行する。

令和７年５月　市町村後期高齢者医療主管課長及び担当者会議

（管理課　保険料グループ資料）

議題

(1)令和7年度保険料確定賦課日程について　P1～4

(2)5～6月の賦課スケジュールについて　P5～6

(3)納付相談のお知らせについて　P7～8

(4)賦課カレンダー(5 月･6 月)　P9

(5)賦課･収納整合性について　P10～16

（令和6年度分調定、収納済額等の突合について）

(6)歳入還付未済額入力について　P17～18

事　務　連　絡
令 和 7 年 5 月 2 日

各市町村後期高齢者医療ご担当者様

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管 理 課 長　山 城　敬
（　公　印　省　略　）

令和7年度沖縄県後期高齢者医療保険料の確定賦課日程について

平素より当広域連合の業務運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当広域連合においては、情報連携（中間サーバー）による年次の所得照会を行った後、6月中旬から下旬にかけて保険料の確定賦課を行っております。令和7年度の情報連携については、「情報連携による令和7年度年次所得照会スケジュール」（令和7年5月1日付け厚生労働省事務連絡）で通知されていますとおり令和7年6月16日（月）に実施致します。

つきましては、「令和7年度5月～6月の【賦課】スケジュールについて」のとおり確定賦課日及び保険料情報配信日等をご確認いただき、被保険者への保険料額決定通知書発送等に遅れが出ないようご対応のほど、よろしくお願いいたします。

令和6年度決算報告の時期と重なり、ご多忙の折とは存じますが、令和7年度沖縄県後期高齢者医療保険料の確定賦課に向けご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

記

＜各市町村の所得照会における今後のスケジュール＞

・5 月 15 日（木）　「後期高齢者医療の賦課資料について」（以下、「所得照会書」）及び「所得照会者市区町村別一覧」をＤドライブにより配信
※該当市町村のみ配信

↓

・6 月 9 日（月）　令和 7 年度所得・課税情報（年次）取込後、「所得照会書」をオンライン連携ツールにより配信　※該当市町村のみ配信

↓

・6 月 9 日（月）～　各市町村にて標準システムより「所得照会書」を出力し、該当市町村への紙照会

↓

・6 月 16 日（月）（正午まで）　回答のあった「所得照会書」より所得の入力及び「所得・課税情報」（追加・修正分）の送信

↓

・6 月 16 日（月）　情報連携による所得照会

↓

・6 月 21 日（土）　確定賦課

↓

・6 月 25 日（水）　保険料情報配信

※詳細は、「令和 7 年度 5 月～6 月の【賦課】スケジュールについて」をご参照ください。

【添付資料】

・「情報連携による令和 7 年度年次所得照会スケジュールについて」
（令和 7 年 5 月 1 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）
・「令和 7 年度　5 月～6 月の【賦課】スケジュールについて」

【お問合せ先】
沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課　保険料グループ　玉城
TEL：098-963-8012　FAX：098-964-7785
Email：kanri@kouiki-okinawa.jp

事　務　連　絡
令和７年５月１日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局　御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

情報連携による令和７年度年次所得照会スケジュールについて

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和７年度における年次所得照会については、「令和７年度における情報連携による所得照会について（照会）」（令和７年４月８日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）により、情報連携による所得照会の実施日等についてご回答をいただいたところです。

これによりいただいた回答の結果を踏まえ、別紙のとおり、「情報連携による年次所得照会スケジュール（令和７年度確定版）」を作成いたしましたので、各後期高齢者医療広域連合におかれましては、令和７年度における年次所得照会について、当該スケジュールに沿って実施いただくようよろしくお願いします。

別紙

情報連携による年次所得照会スケジュール（令和７年度確定版）

６月 16 日（月）		６月 17 日（火）
北海道	滋賀県	東京都
青森県	京都府	神奈川県
岩手県	大阪府	愛知県
宮城県	兵庫県	島根県
秋田県	奈良県	宮崎県
山形県	和歌山県	
福島県	鳥取県	
茨城県	岡山県	
栃木県	広島県	
群馬県	山口県	
埼玉県	徳島県	
千葉県	香川県	
新潟県	愛媛県	
富山県	高知県	
石川県	福岡県	
福井県	佐賀県	
山梨県	長崎県	
長野県	熊本県	
岐阜県	大分県	
静岡県	鹿児島県	
三重県	沖縄県	

令和７年度　５月～６月の【賦課】スケジュールについて（管理課 保険料G）

月　日	曜日	作　業　内　容
5月15日 （広域連合） ↓ （市町村）	（木）	１．広域連合から市町村へDドライブで、 **「後期高齢者医療の賦課資料について」**（以下「所得照会書」） **「所得照会者市区町村別一覧」** を配信。　　※該当市町村のみ配信 ※　令和2年度より中間サーバーへデータ取込を行っております。 所得照会が必要な市町村のみ以下の作業を行って下さい。 ２．配信された対象者の中から**県外転入者**のみを抽出し、所得照会を行って下さい。（県内転入者は月末に紐付けされるため照会不要。） ３．所得照会後、回答のあった対象者の所得額等を標準システムの所得入力画面から入力して下さい。（6/20までの入力分が当初賦課へ反映）
6月2日 （市町村） ↓ （広域連合）	（月）	**１．過年度分「所得・課税情報」の送信** 過年度分（令和2年度～令和6年度）の所得・課税情報をオンラインファイル連携ツールで広域に送信。 ※　送信の際は、「所得・課税情報（**月次**）」を選択。 ※　データの作成（抽出）は、新年度分とは別々に行って下さい。 **２．新年度分「所得・課税情報」の送信** 新年度分（令和７年度）の所得・課税情報をオンラインファイル連携ツールで広域に送信。 ※　送信の際は、「所得・課税情報（**年次**）」を選択。 ※　データの作成（抽出）は、過年度分とは別々に行って下さい。 ３．上記１・２の注意点 （１）**正午までに**「所得・課税情報」の送信をお願いします。【期限厳守】 （２）データの作成（抽出）漏れや送信漏れのないようにお願いします。 （３）オンラインファイル連携ツール操作の際、**「年次」と「月次」**の選択を間違いないようにお願いします。 （４）全市町村一括処理であるため１市町村でも遅れると、全体のスケジュール（所得照会書配信、保険料情報受け渡し、資格確認書送付）が遅れることになりますので必ず期限内で処理して下さい。
6月9日 （広域連合） ↓ （市町村）	（月）	１．令和７年度所得・課税情報（年次）取込後、再度**「所得照会書」**をオンラインファイル連携ツールにより配信します。※該当市町村のみ配信 ※　令和2年度より中間サーバーへデータ取込を行っております。 所得照会が必要な市町村のみ以下の作業を行って下さい。 ※　6月12日以降、標準システムの「所得情報照会要求候補者一覧」にて情報連携照会者の確認は可能ですが、個別の紙照会を除き「所得照会書」の出力はしないようお願いします。 ２．「所得照会書」の中には、前回（５月１５日）配信されて所得照会した県外転入者のうち未入力者分（前回照会後回答なし）も再度出力されますので、照会が重複しないように確認し、作業を行って下さい。何らかの理由により再度照会することについては差支えありませんが、市町村で慎重に判断して下さい。新たに転入した方の照会は行って下さい。 ３．５月１５日の照会は県外転入者のみでしたが、今回は県内転入者も所得照会を行って下さい。

令和７年度　５月～６月の【賦課】スケジュールについて（管理課 保険料G）

月　日	曜日	作　業　内　容
6月16日 （市町村） ↓ （広域連合）	（月）	１．「所得・課税情報」（追加・修正分）の送信 （１）６月２日以降追加・修正分の所得・課税情報（新年度分・過年度分）をオンラインファイル連携ツールで広域に送信。 送信の際は、「所得・課税情報（月次）」を選択。 （２）データの作成（抽出）は、新年度分と過年度分まとめて行って下さい。 ２．注意点 （１）正午までに処理完了して下さい。【期限厳守】 （２）あくまでも６月２日以降「追加・修正分」が対象ですのでご注意下さい。 （３）対象者なし（送信なし）場合はお手数ですが、その旨連絡下さい。 ３．データ送信から取込までの流れ （１）送信期限（市町村）　⇒　６月１６日（月）正午 （２）取込テスト（広域）　⇒　６月１８日（水） （３）本番取込作業（広域）　⇒　６月２０日（金） （※）中間サーバーへの照会（広域）⇒　６月１６日（月） ４．その他 （１）追加・修正分につきましては、当初の保険料確定賦課（６月２１日）に反映されますが、資格確認書一括発行処理（６月１４日）には反映されませんので、ご了承ください。 ※　情報連携（中間サーバー）による所得照会以外の紙照会が必要な市町村のみ以下の作業を行って下さい。 （２）新年度分・過年度分ともに所得取込されますので、それぞれ「所得照会書」「簡易申告書(前回所得照会書が出力されており未入力の者含む)」が発行されます。 （３）所得取込作業が全市町村一括で行われるため、追加・修正者がおらず情報を送信しない市町村においても新たに県外から転入した方がいれば８月の月次ではなく、この時点で「所得照会書」の出力が可能となりますので、次回の月次処理に向けて紙照会を行って下さい。
6月25日 （広域連合） ↓ （市町村）	（水）	令和７年度の「保険料情報（年次）」をオンラインファイル連携ツールから配信します。 ※６月２１日（予定）に令和７年度の確定賦課を行います。 令和７年６月２０日までに資格がある被保険者が対象になります。

※確定賦課業務に伴い、６月１９日、20日の両日、標準システムの稼動時間を午後6：30までとします。

事　務　連　絡
令和 7 年 5 月 15 日

各市町村後期高齢者医療主管課長　殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課長　　山城　敬
（公印省略）

令和 7 年度の保険料滞納被保険者への資格確認書発行対応（年次処理）について（通知）

平素より後期高齢者医療制度の運営につきましては、格段のご協力、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、保険料を滞納している被保険者に対する措置の取扱いについて別添の令和 6 年 12 月 6 日沖高医管第 519 号で通知したとおりであります。

制度改正に伴い短期被保険者証が廃止となることから、これまで実施していた滞納被保険者への短期証発行の年次処理は不要になりました。

保険料の滞納に関わらず、資格グループの作業スケジュールに従い、すべての被保険者へ交付漏れのないよう適切な資格処理のご対応を宜しくお願いします。

なお、滞納被保険者への徴収業務に活用できるようこれまで年次処理で配信していた「納付相談のお知らせ」ついては、今後月次処理で対応する仕組みとして事務調整をすすめており、処理手順が決定次第追って通知いたしますので、担当職員の皆様方におかれましてはこれまで同様に適正な事務処理を徹底いただきますよう、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

［問合せ先］
沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課　保険料グループ
ＴＥＬ　098-963-8012
ＦＡＸ　098-964-7785

沖高医管第519号
令和6年12月6日

各市町村後期高齢者医療主管課長　　殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課長　　山城　敬
（公印省略）

後期高齢者医療の保険料を滞納している被保険者に対する措置の取扱いについて

行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正により、令和6年12月2日より被保険者資格証明書が廃止され、特別療養費の仕組みに移行されました。

これに伴い、特別療養費の支給を含め、保険料を滞納している被保険者に対する措置の取扱いについて、別紙のとおり、令和6年11月15日保高発1115第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長より通知がありますので通知いたします。

なお、通知にありますとおり、保険料滞納をもって高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることがないようご留意願います。

＜担当＞
沖縄県後期高齢者医療広域連合
保険料グループ
098-963-8012

令和7年(2025年) 5月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29 昭和の日	30	1 ◎ 所得情報送信 (R2～R6) ▲ 整合性エラー確認 (4月2回目結果)	2	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7 ◆ 所得照会 (該当市町村のみ)	8	9 △ 期割情報	10
11 ❁母の日❁	12 ○ 保険料関係届出書提出	13	14 ♠ 中間サーバー一括所得 照会結果取込 ◆ 所得照会	15 ◆ 所得照会 (県外転入者のみ) □ 収納情報送信 ● 収納率調査提出 ♪ 払込報告書提出 (主管課長・担当者会議)	16	17
18	19	20 ☆ 保険料納付〆 ◇ 滞納者情報送信 ・公示送達名簿提出	21 ▲ 整合性エラー確認 (5月1回目結果)	22	23	24
25	26 ・共通公示日	27	28	29	30	31

関連する広域業務/連絡事項	
1日	【市町村⇒広域】
◎所得課税情報送信(R2-R6) ※R7年度所得情報は送信しないでください。	
7日	【広域⇒市町村】
◆ 1日に市町村から送信された所得課税情報取込後、所得照会書作成しPDFデータを配信します。	
14日	【広域⇒市町村】
♠ 中間サーバー一括所得照会結果取込 ※照会エラーの場合は紙照会を実施	
15日	【広域⇒市町村】
◆5月1日以降の転入者及び前回照会後、回答なしの者に対する所得照会書を配信(Dドライブ) ※市町村は県外分のみ抽出して照会 ※R7年6月20日入力分まで当初賦課へ反映	
22日	【広域連合】
被扶養者情報取込	
市町村処理	常時
▲賦課・収納、収納・滞納整合性確認リスト(6月30日(予定)まで毎営業日配信)をもとに、年度集計資料と市町村システムが一致するまで期割・収納・滞納者情報を送信、もしくは直接修正してください。	

※ 出納整理期間中の過年度更正を抑止するため**5・6月は月次の保険料情報の配信はありません。**
当該期間中に所得等の変更により保険料が変更となる場合は、広域連合へ即時更正依頼をご相談ください。
※ R7年度保険料情報送信は確定賦課【6/25】の次は月次【8/5】に配信予定です。 ※ R6年度以前分の保険料情報については、月次【7/3】で配信予定です。

令和7年(2025年) 6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ◎ 所得・課税情報 ①月次:R2～R6 ②年次:R7 ※正午までに送信 ▲ 整合性エラー確認 (5月2回目結果)	3	4 ◆ 所得照会(月次分) ※該当市町村のみ配信	5	6	7
8	9 ◆ 所得照会(年次分) ※該当市町村のみ配信	10 ○ 保険料関係届出書提出 △ 期割情報送信	11	12	13 □ 収納情報送信 # 滞納処分状況調査 提出期限	14
15	16 ◎ 所得・課税情報 (追加・修正分) ・月次:R2～R7 ※正午までに送信 ♠ 中間サーバー一括所得照会 ● 収納率調査提出 ♪ 払込報告書提出	17 ♠中間サーバー一括所得照会 結果取込テスト	18	19 ♠ 中間サーバー一括 所得照会結果取込 ※標準システム稼働時間 8:00～18:30	20 ◇ 滞納者情報 ☆ 保険料納付〆 ・公示送達名簿提出 ※標準システム稼働時間 8:00～18:30	21 確定賦課 作業日
22	23 慰霊の日	24 ▲ 整合性エラー確認 (6月1回目結果)	25 ★R7年度保険料情報 配信 ・共通公示日	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

関連する広域業務/連絡事項	
2日	【市町村⇒広域】
◎所得・課税情報 【月次:R2～R6】/【年次:R7】送信※正午まで	
4日	【広域⇒市町村】
◆1日に市町村から送付された所得課税情報(月次)取込後、所得照会書を作成、PDFデータ配信	
9日	【広域⇒市町村】
◆1日に市町村から送付された所得課税情報(年次)取込後、所得照会書を作成、PDFデータ配信(～6月1日転入者、及び前回照会未回答含む)	
	【広域⇒市町村】
16日	【市町村⇒広域】
◎ 所得・課税情報(追加・修正分)送信※正午まで ※6月1日以降追加・修正があった場合のみ	
19日・20日※要注意	【広域】
♠中間サーバー一括所得照会結果取込 この日の標準システム稼働時間は 8:00～18:30となります。	
25日	【広域⇒市町村】
★ R7年度保険料情報配信	
市町村処理	常時
▲賦課・収納、収納・滞納整合性確認リスト(6月30日(予定)まで毎営業日配信)をもとに、年度集計資料と市町村システムが一致するまで期割・収納・滞納者情報を送信、もしくは直接修正してください。	

記号の意味

◎ 【第1営業日】 所得・課税情報送信 ・・・第1営業日の**午前中** **期限厳守**
◆ 【第3・8営業日】所得照会書データが配信された市町村は、随時所得照会を行ってください。
♠ 【第8営業日】中間サーバー一括所得照会結果取込
○ 【10日】 保険料関係届出書提出(所得照会、簡易申告書、被扶養者認定書類)
● 【15日】 収納率報告 ・・・**期限厳守**
△ 【10日】 期割情報送信 ※翌営業日配信の結果リスト等要確認
□ 【15日】 収納情報送信 ※翌営業日配信の結果リスト等要確認
◇ 【20日】 滞納者情報送信
♪ 【15日】 払込報告書提出期限
☆ 【20日】 保険料負担金納入、調定表、納入通知書の送付 ・・・**保険料負担金納入前に払込報告書の提出をお願いします！**
・ 【20日】 公示送達名簿提出、【25日】 市町村、広域連合共通公示日
★ **【25日】保険料情報ダウンロード可能日**(配信日は変更になる場合があります。)
▲ 【1日・21日】 賦課・収納/収納・滞納者整合性確認エラーリスト配信
年度集計資料等を参考に、標準システム内のデータと市町村システム内のデータとの整合性を取ってください。

休暇、出張等で不在の場合は、別の職員に引き継ぐか前営業日締めで送信可能であれば事前送信を行い、期限内提出の徹底にご協力ください。
※1市町村の遅れで全市町村の保険料情報配信に影響が出てしまいますので期限厳守でお願いします。

※期割・収納・滞納者情報の送信日は目安となりますので、任意の日に送信いただいて差し支えありません。
送信の際は、**期割情報→収納情報→滞納者情報の順**で処理を行ってください。
※送信(アップロード)はAM中です。業務終了後に送信されている場合が多くみられますのでご注意ください

※【 】内の日付が土日祝の場合・・・期割・収納・滞納者情報については前倒し、その他は後倒しとなります。

令和6年度 調定額・収納済額等の突合について

令和6年度決算に向け、保険料調定額・収納済額等について、市町村と広域連合で把握している金額を一致させる必要があります。

広域システムで配信される「年度集計資料」と市町村収納システム及び財務会計システムの保険料調定額・収納済額等の突合作業を行って下さい。

1. 調定額の突合

① 賦課・収納整合性確認リストのエラーを確実に修正して下さい。
（エラーメッセージ ア・イ）・・・添付資料1（11 ページ）

②エラーを修正した翌営業日に配信される年度集計資料（添付資料3（13 ページ））の調定額と市町村帳票の調定額が一致しているか確認して下さい。
※エラー修正後も一致しない場合は、広域連合にて調定額の明細が作成できますのでご相談ください。

③現年度分（R6調定―R6賦課）については、月次調定集計表（添付資料5（15 ページ）※4月2日付けオンラインファイル連携ツールで配信）の市区町村別保険料額と一致するか確認して下さい。ただし、3月異動分（保険料増分）を令和7年度調定にした場合は、月次調定集計表の保険料額と年度集計資料の調定は一致しません。（令和7年度の年度集計資料の遡及分に反映されます。）

2. 収納額の突合

④調定額が一致したら、収納済額等の突合に進みます。
未納者対象一覧表CSVファイル（R7.3月21日以降毎日送信。広域システム上未納者が存在すれば、オンライファイル連携ツールから送信）や収納履歴（希望する市町村へDドライブで送信）から不一致部分が確認できます。

※令和6年度滞納繰越分については、3月で決算しておりますので、早急に全数値（調定額・収納済等）の突合をお願いします。滞納繰越分の年度集計資料（添付資料4（14 ページ））と市町村の収納システムの数値を突合し一致させて下さい。

※現年度分については5月が決算ですが、調定については早急に突合して下さい。5月決算後は収納額等についても早急に突合し、6月中旬までには全市町村で決算数値が年度集計資料と一致することを目標とします。

※エラーがあれば、R7.3月21日以降毎日、「賦課・収納整合性確認リスト」と「収納・滞納者整合性確認リスト」を送信していますのでリストを確認し処理を行ってください。

【添付資料6（16 ページ）は4月30日現在の市町村毎のエラー件数の集計表です。】

※期割･収納･滞納者情報の送り忘れがないか、今一度ご確認ください。

添付資料１

１．賦課・収納整合性確認リスト

賦課・収納整合性確認リスト

市区町村名：○○市　　基準日　平成○○年○月○日　経過日数　○日　平成○○年○月○日　P.　1

Ｎｏ.	被保険者番号	被保険者氏名	賦課管理番号	相当年度	徴収方法	賦課額	期割額	エラーメッセージ
1	0011111	広域　一郎	01	平成23年		10,360	0	賦課情報に対し期割情報が存在しない。（ア）
2	00099999	沖縄　花子	01	平成23年	普徴	4,844	48,440	賦課合計額と期割額が一致しません。（イ）
3	0011111	広域　次郎	01	平成22年	特徴	12,600	9,000	賦課合計額と期割額が一致しません。（イ）

→広域連合が実施した賦課業務に対して、市町村が送付してきた期割情報の
存在チェックと期割額合計のチェックを行います。
（オンラインファイル連携ツールで広域から市町村に送付される「賦課・収納整合性確認リスト」の賦課額と期割額が一致していない場合は下記のようにエラーを修正して下さい。）

１．エラーメッセージと対応方法について

エラーメッセージ	対応方法
ア、「賦課情報に対し期割情報が存在しない」 ＊ 賦課情報が存在するが、対応する期割情報が存在しない場合に出力されます。	期割情報を登録してください。
イ、「賦課合計額と期割額が一致しません」 ＊ 保険料情報ファイルの市町村別保険料と期割情報ファイルの保険料期割額の合計が一致しない場合に出力されます。	正しい期割情報を登録してください。

２．修正方法

①件数が多い場合････オンラインファイル連携ツール日次ファイルにて送信
②件数が少ない場合…オンライファイル連携ツール日次ファイルにて送信、または直接修正

※オンライン入力を行う場合、詳細については広域連合ホームページの保険料業務にある収納管理ガイド（市区町村編）の「２．期割情報の管理」をご参考下さい。

３．修正期限　６／６（金）まで

※期割･収納･滞納者情報の送り忘れがないか、今一度ご確認ください。

添付資料２

２．収納・滞納者整合性確認リスト

収納・滞納者整合性確認リスト

市区町村名：○○市　　基準日　平成○○年○月○日　経過日数　○日　平成○○年○月○日　P.　1

Ｎｏ.	被保険者番号 被保険者氏名	賦課年度	相当年度	賦課管理番号	期別	期割額	未納額	納期限	エラーメッセージ
1	01234567 広域　一郎	平成23年	平成23年	01	09	39,600	39,600	平成24年4月2日	滞納情報または猶予情報が存在しない。（ア）
2	00055555 沖縄　ハル	平成23年	平成23年	02	01	800	0	平成24年2月29日	完納で滞納となっている。（イ）
3	00333333 広域　ユキ子	平成22年	平成22年	01	02	13,000	0	平成23年3月31日	完納で不納欠損となっている。（ウ）

→期割情報ファイルに対する収納情報ファイル、滞納情報ファイル、およびオンライン業務で登録する徴収猶予情報の整合性チェックを行います。

エラーを修正してください。

１．エラーメッセージと対応方法について

エラーメッセージ	対応方法
ア、「滞納情報または猶予情報が存在しない」 ＊ 未納（期割情報・収納情報ファイルにおいて完納となっていない）であるにもかかわらず滞納中にも徴収猶予中にもなっていない場合に出力されます。	市町村システムの収納情報と標準システムの収納状況照会画面を確認し、連携漏れまたは入力漏れがあれば訂正してください。（期割情報・収納情報・滞納者情報ファイルおよび徴収猶予登録）
イ、「完納で滞納となっている」 ＊ 期割情報・収納情報ファイルにおいて完納しているにもかかわらず、滞納中となっている場合に出力されます。	滞納者情報送付後に納付があった場合、滞納解消データを送信するか、または直接修正をしてください。
ウ、「完納で不納欠損となっている」 ＊ 期割情報・収納情報ファイルにおいて完納しているにも係わらず、不納欠損となっている場合に出力されます。	同上 （期割情報・収納情報・滞納者情報ファイル）

２．修正方法

①件数が多い場合‥‥オンラインファイル連携ツール日次ファイルにて送信

②件数が少ない場合…オンラインファイル連携ツール日次ファイルにて送信、または直接修正

※オンライン入力を行う場合、詳細については広域連合ホームページの保険料業務にある収納管理ガイド（市区町村編）の「３．収納・還付情報の管理」をご参考下さい。

また「滞納者情報」の登録方法に関しましては「４．滞納者情報の管理」をご参考下さい。

注!：オンライン修正した場合は、後から同じ情報をオンラインファイル連携ツールで送信すると、重複納付となりますので、**直接入力後はオンラインファイル連携ツールで同じ情報を送信しないで下さい**。

３．修正期限　　６/６（金）まで

☆エラー修正後、「年度集計資料」の調定額と市町村の調定額が一致するか確認する。

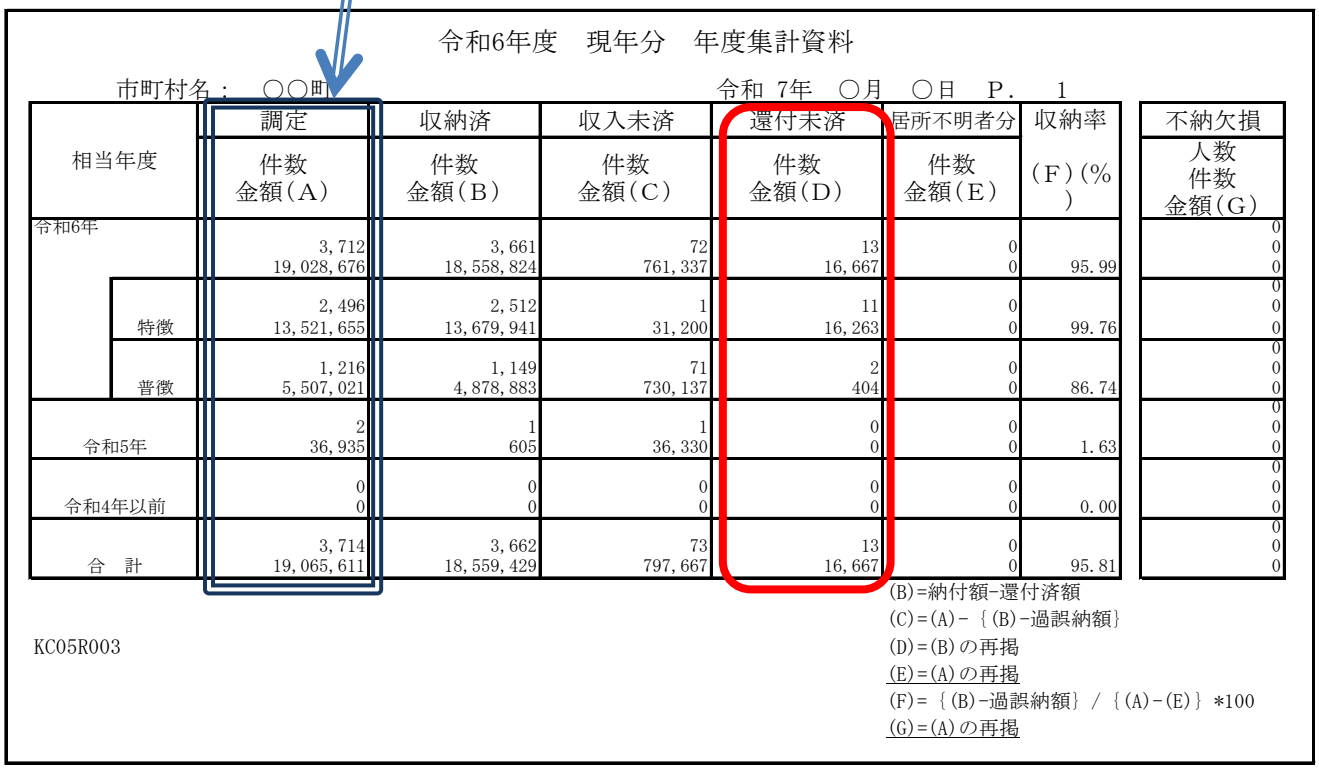

令和6年度　現年分　年度集計資料

市町村名：　○○町　　令和 7年　○月　○日　P.　1

相当年度	調定 件数 金額(A)	収納済 件数 金額(B)	収入未済 件数 金額(C)	還付未済 件数 金額(D)	居所不明者分 件数 金額(E)	収納率 (F)(%)	不納欠損 人数 件数 金額(G)
令和6年	3,712 19,028,676	3,661 18,558,824	72 761,337	13 16,667	0 0	95.99	0 0 0
特徴	2,496 13,521,655	2,512 13,679,941	1 31,200	11 16,263	0 0	99.76	0 0 0
普徴	1,216 5,507,021	1,149 4,878,883	71 730,137	2 404	0 0	86.74	0 0 0
令和5年	2 36,935	1 605	1 36,330	0 0	0 0	1.63	0 0 0
令和4年以前	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.00	0 0 0
合　計	3,714 19,065,611	3,662 18,559,429	73 797,667	13 16,667	0 0	95.81	0 0 0

(B)=納付額-還付済額
(C)=(A)-｛(B)-過誤納額｝
(D)=(B)の再掲
(E)=(A)の再掲
(F)=｛(B)-過誤納額｝/｛(A)-(E)｝*100
(G)=(A)の再掲

KC05R003

（A）**調定**＝市町村から広域へ送付した期割の積上げ合計

↑※(A)調定は(E)居所不明者分の期割と(G)当該年度中に不納欠損となった分の期割を含みます。

※「賦課・収納整合性確認リスト」のエラーを全て修正しても「年度集計資料」の調定額と市町村の調定額が一致しない場合は、広域連合へご連絡下さい。（調定額の明細が作成できます。）

（B）**収納済**＝納付額－還付済額　　（件数）期別単位での納付件数の合計

（C）**収入未済**＝(A)-｛(B)－過誤納額(※)｝

（※）過誤納額＝期割額より納付額が大きいもの（還付すべき額）

（例）普徴8期　期割500円＜窓口納付1000円＝500円（※過誤納額）

☆「令和5年度 現年分 年度集計資料」の（A)調定、（B)収納済、(C)収入未済などは市町村から広域に送付された期割・収納情報が自動的に反映しています。

『(D)還付未済』のみ標準システムでの入力が必要となります。

(D)還付未済…標準システムの「還付未済額入力」の『還付未済 現年分』に、令和5年度の金額が残っていますので、出納閉鎖後に令和6年度の還付未済額を入力して下さい。

（※入力方法については**「歳入還付未済額入力」（P17～18）②～⑥**をご参照下さい。）

☆エラー修正後、「滞納繰越分 年度集計資料」の調定額と市町村の滞納繰越分の調定額が一致するか確認する。（※エラー修正後も調定額が一致しない場合は、広域連合へご連絡下さい）

令和 6 年度　滞納繰越分　年度集計資料

市町村名：　○○町　　令和7年　○月　○日　P.　1

賦課年度	調定 件数 金額(A)	収納済 件数 金額(B)	収入未済 件数 金額(C)	還付未済 件数 金額(D)	居所不明者分 件数 金額(E)	収納率 (F)(%)	不納欠損 人数 件数 金額(G)
令和5年	51 945,072	43 534,460	10 411,015	0 0	0 0	56.50	0 0 0
令和4年	1 5,300	1 5,300	0 0	0 0	0 0	100.00	0 0 0
令和3年	16 440,800	3 108,100	14 332,700	0 0	0 0	24.52	0 0 0
令和2年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.00	0 0 0
平成31年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.00	0 0 0
平成30年 以前	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.00	0 0 0
合計	68 1,391,172	47 647,860	24 743,715	0 0	0 0	46.54	0 0 0

(B)=納付額−還付済額
(C)=(A)−｛(B)−過誤納額｝
(D)=(B)の再掲
(E)=(A)の再掲
(F)=｛(B)−過誤納額｝／｛(A)−(E)｝*100
(G)=(A)の再掲

KC05R004

※「滞納繰越分 年度集計資料」の(A)調定、(B)収納済、(C)収入未済は市町村から広域に送付された期割・収納情報が自動的に反映しています。

（A）**調定**＝市町村から広域連合へ送信した**滞納繰越分の期割額(積上げ)合計**

（B）**収納済**＝納付額ー還付済額（件数）期別単位での納付件数の合計

（C）**収入未済**＝(A)−｛(B)ー過誤納額｝

(D)「滞納繰越分」の還付未済も、現年度分と同様の処理をお願いします。（※入力方法については「歳入還付未済額入力」（P17～18）⑦をご参照下さい。）

○「令和6年度 現年度分年度 集計資料」や上記の「令和6年度 滞納繰越分 年度集計資料」の収入未済額（未納額）は未納の合計です。内容の詳細については、オンラインファイル連携ツールで広域から市町村に送付される**「未納者対象一覧ファイル」**(CSVファイル)で、被保険者・年度・期別ごとの未納額を確認することができます。

「未納者対象一覧ファイル」(CSVファイル)

1.市町村番号　2.被保険者番号　3.賦課年度　4.相当年度　5.賦課管理番号　8.期別保険料額　8.期別納付額　9.期別未納額

```
"xxxxxx","00884825","2010","2010","01","2","05","000000082900","000000075000","000000007900
"xxxxxx","00884825","2010","2010","01","2","06","000000082900","000000000000","000000082900
"xxxxxx","00884825","2010","2010","01","2","07","000000082900","000000000000","000000082900
"xxxxxx","00884825","2010","2010","01","2","08","000000082900","000000000000","000000082900
```

6. 1特徴／2普徴　7.期別

	A	B	C	D	E					
1	xxxxxxx	884825	2010	2010	1	2	5	82900	0	82900
2	xxxxxxx	884825	2010	2010	1	2	6	82900	0	82900
3	xxxxxxx	884825	2010	2010	1	2	7	82900	0	82900

【CSVファイルの開き方】

①「未納対象者一覧ファイル」(CSVファイル)を右クリックし、プログラムから開く→②メモ帳を選択→③メモ帳でファイルが開いたら、「ファイル」をクリックし、名前を付けてテキスト形式(*.txt)で保存→④エクセルを立ち上げ、「ファイル」メニューの「開く」から先ほど保存したテキストファイルを選択→テキストファイルウィザードで元データの形式を「コンマやタブなどの・・・」を選択し、「次へ」、「コンマ」にチェックし、「完了」を押下するとエクセルでファイルを見ることができます。

相当年度 令和6年　月次調定集計表（市区町村版）（前回 R７. 3. 4 以前　　今回 R７. 4. 2以前）　　R7.4.2　　2頁

市区町村名　○○○　　不均一地区名　　所得割率　11.60%　　軽減用所得割率　10.18%　均等割額　56,400円

	旧ただし書所得	所得割額	被保険者数※1	均等割額	算出額※1	限度超過額※3	賦課総額※1	所得割軽減		－		
								被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額	－
前回	135,992,965	11,967,328	645	31,243,800	43,211,128	1,312,630	41,898,498	44	504,476	0	0	0
今回	136,927,712	12,049,585	650	31,486,000	43,535,585	1,312,630	42,222,955	44	500,657	0	0	0

	7割軽減		5割軽減		5割軽減（被扶養者）※2		2割軽減※2		年間保険料額	月割減額	決定保険料額	減免額	市区町村別保険料額
	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額					
前回	126	5,187,924	21	508,620	118	5,144,328	38	368,144	20,593,886	1,048,894	19,544,992	0	19,028,676
今回	128	5,270,272	21	508,620	118	5,144,328	39	377,832	20,786,530	1,224,360	19,562,170	0	18,952,574

（２月異動分）
（３月異動分）

市区町村名　○○○　　不均一地区名　合計　　所得割率　****%　　軽減用所得割率　****%　　均等割額　****円

	旧ただし書所得	所得割額	被保険者数※1	均等割額	算出額※1	限度超過額※3	賦課総額※1	所得割軽減		－		
								被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額	－
前回	135,992,965	11,967,328	645	31,243,800	43,211,128	1,312,630	41,898,498	44	504,476	0	0	0
今回	136,927,712	12,049,585	650	31,486,000	43,535,585	1,312,630	42,222,955	44	500,657	0	0	0

	7割軽減		5割軽減		5割軽減（被扶養者）		2割軽減		年間保険料額	月割減額	決定保険料額	減免額	市区町村別保険料額
	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額					
前回	126	5,187,924	21	508,620	118	5,144,328	38	368,144	20,593,886	1,048,894	19,544,992	0	19,028,676
今回	128	5,270,272	21	508,620	118	5,144,328	39	377,832	20,786,530	1,224,360	19,562,170	0	18,952,574

KB09R030

○「年度集計資料」の調定額(添付資料３「賦課収納整合性確認リスト」出力時)と市町村の調定額が一致しましたら、
現年度分(R6調定-R6賦課）については**「月次調定集計表」**の**市区町村別保険料額**と**市町村の調定額**が**一致するか確認**してください。

※**「月次調定集計表」**は令和7年4月2日付けで、オンラインファイル連携ツールで配信しています。

※ただし、３月異動分(保険料増分)を令和７年度調定にした場合は令和７年度の年度集計資料の遡及分に反映されるため、
「月次調定集計表」の保険料額と年度集計資料の調定は一致しません。

種別	賦課・収納・滞納整合性確認	処理日	○月○日	環境	本番

賦課・収納・滞納整合性確認集計結果（2025×××）

ベンダ名 / 地方公共団体コード / 市町村名 / 項目	沖縄行政				OCC														RKK										創和							エジソン					計
	472131	472093	472077	472051	472140	472107	473626	473286	473111	473812	473138	473600	473596	473821	473570	473561	473588	473545	472018	472085	472115	472123	473065	473154	473294	473618	473278	473014	473502	473537	473481	473146	473022	473031	473553	473758	473243	473251	473081	472158	473260	
	うるま市	名護市	石垣市	宜野湾市	宮古島市	糸満市	八重瀬町	中城村	恩納村	竹富町	宜野座村	伊是名村	伊平屋村	与那国町	南大東村	渡名喜村	北大東村	座間味村	那覇市	浦添市	沖縄市	豊見城市	今帰仁村	伊江村	西原町	久米島町	北中城村	国頭村	南風原町	渡嘉敷村	与那原町	金武町	大宜味村	東村	栗国村	多良間村	読谷村	嘉手納町	本部町	南城市	北谷町	
EKC08-1_賦課・収納整合性確認エラー数																																									
1 賦課・収納整合性確認リスト（前回出力分）		2						1	21				227	1	1	74		3	3		202					3		10	75								78			2		703
賦課・収納整合性確認リスト（今回出力分）		2						1					227	1	1	8		3	3	4	1					3		2	75								78			2		411
前回との差額	－	－	－	－	－	－	－	－	▲ 21	－	－	－	－	－	－	▲ 66	－	－	－	4	▲ 201	－	－	－	－	－	－	▲ 8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	▲ 292
EKC08-2_収納・滞納整合性確認エラー数																																									
1 収納・滞納者整合性確認リスト（前回出力分）	407	155	596	11	153	132	2,003	2	71	2	16	4	201	271	79		19	84	2,237	443	2,793	7	66	2	6	198	3	46	94	2		103		49		4	462	7	35	96	11	10,870
収納・滞納者整合性確認リスト（今回出力分）	66	25	615	70	204	99	2,035	19	22	4	21	4	201	258	79	9	19	84	2,496	100	100	62	92	2	14	156	8	46	80		17	112	2	14		2	490	18	6	135	25	7,811
前回との差額	▲ 341	▲ 130	19	59	51	▲ 33	32	17	▲ 49	2	5	－	－	▲ 13	－	9	－	－	259	▲ 343	▲ 2,693	55	26	－	8	▲ 42	5	－	▲ 14	▲ 2	17	9	2	▲ 35	－	▲ 2	28	11	▲ 29	39	14	▲ 3,059

▲は前回よりエラー減

※「賦課・収納・滞納整合性確認集計結果」は、毎月1日・20日に広域連合より各市町村にメールで送付しています。市町村名が色塗りされている市町村は、**前回と比較してエラー数が減っていない市町村**です。詳細については、窓口処理サーバで広域連合から市町村に送信される**「賦課・収納整合性確認リスト」（※）**で確認して下さい。

P10に基準日を記載しているため　この資料は　R7.4.30付けのデータにて作成すること

最重要！

期割エラーの修正

※「賦課・収納整合性リスト」のエラー数が０になれば期割エラーの修正完了です。

賦課・収納整合性確認リスト

市区町村名：○○市　　基準日　令和○○年○月○日　　経過日数　○日　　令和○○年○月○日

No.	被保険者番号	被保険者氏名	相当年度	徴収方法	賦課額	期割額	エラーメッセージ
1	0011111	広域　一郎	令和6年		10,360	0	賦課情報に対し期割情報が存在しない。（ア）
2	0009999	沖縄　花子	令和6年	普徴	5,640	56,400	賦課合計額と期割額が一致しません。（イ）

（ア）収納情報に対応する期割情報がないため、保険料収納情報が入れられない。

※(ア)・(イ)…市町村の電算システムを確認して、正しい期割情報を登録する。

※ エラーの主な原因…期割情報の送信漏れ、正しく取り込めていない等。(例：期割情報を送信しているが、年度内の再転入や生保開始・終了で賦課管理番号が違う)

歳入還付未済額入力

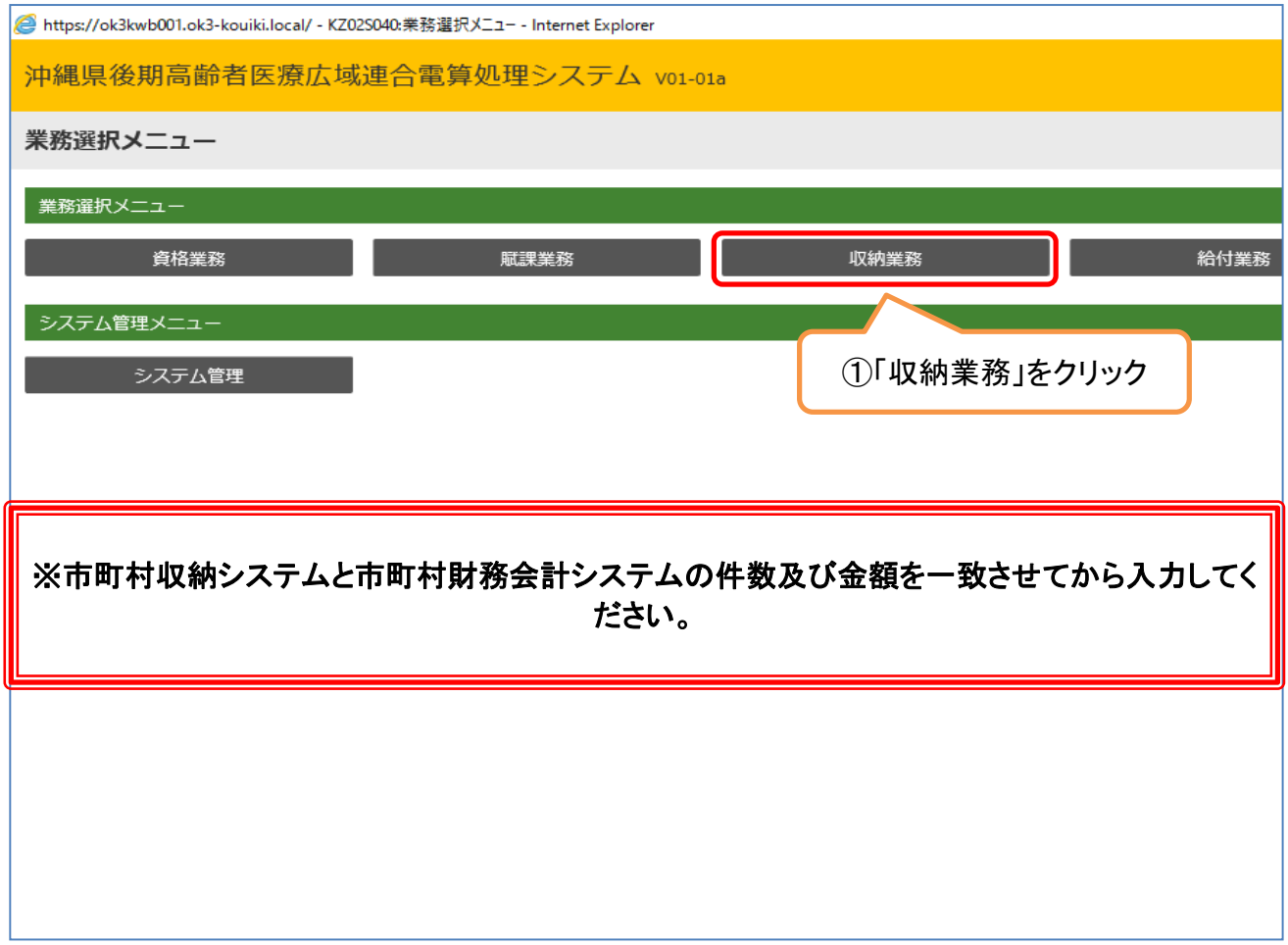

※市町村収納システムと市町村財務会計システムの件数及び金額を一致させてから入力してください。

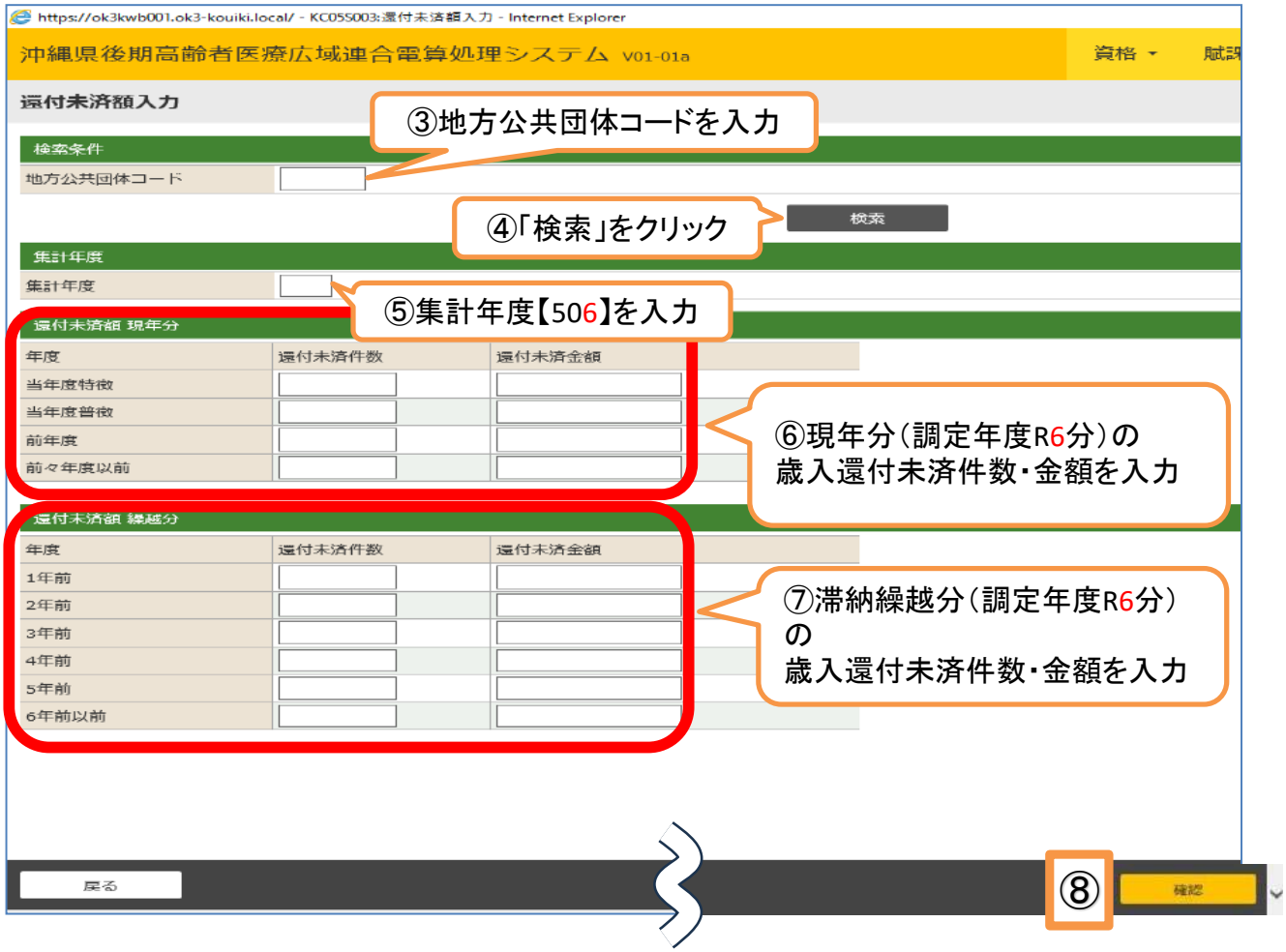

④「検索」ボタンを押下すると、前回登録した情報集計年度・還付未済件数・金額が表示されます。

⑤集計年度を令和5年度の「506」と指定し、⑥⑦の件数・金額を変更してください。（上書きして更新）

⑥歳入還付未済額　現年分について
・「当年度」　・・・・・　R6－R6（調定R6年度、賦課R6年度）の件数及び金額

・「前年度」　・・・・・　R6－R5（調定R6年度、賦課R5年度）の件数及び金額

・「前々年度以前」・・・R6－R4年度以前（調定R6年度、賦課R4年度以前）の件数及び金額

⑦歳入還付未済額　繰越分について
繰越分には、調定年度R5以前の歳入還付未済件数及び額を入力します。
・1年前・・・R5調定の件数及び金額

・2年前・・・R4調定の件数及び金額

⑧入力が終了したら「確認」ボタンを押下します。次に「更新」が表示されますので選択してください。

※還付未済が無ければ、集計年度を「506」、件数・金額を「0」にして更新してください。
※この入力は**歳入還付未済分のみ**です。歳出還付未済分は含めないで下さい。
※今回入力した還付未済額は年度集計資料の還付未済の欄に反映されます。

令和７年５月　市町村後期高齢者医療主管課長及び担当者会議
（管理課　資格グループ資料）

議題

1. R07年度資格確認書等の作成スケジュールについて　Ｐ1～１０
2. 住基情報の突合チェックについて　Ｐ１１～１２
3. 扶養控除の標準システムへの入力について　Ｐ１３～１７
4. 広報誌への掲載依頼について　Ｐ１８～２０
   ○資格確認書等切り替え
   ○基準収入額適用申請
5. 資格確認書等の切替に伴う配送等のアンケートについて　Ｐ２１
6. 市町村連絡先一覧について　Ｐ２２
7. 長期入院該当について（日数の計算例）　Ｐ２３～２４
8. 資格確認書等の回収・差し換えの徹底について　Ｐ２５～２７
9. 標準システムにおける適用除外者等管理への福祉事務所名の入力について（依頼）　Ｐ２８～２９
10. 基準収入額適用申請についての注意事項　Ｐ３０
11. 後期高齢者医療資格関係書類の取扱いについて　Ｐ３１～３４
12. その他　Ｐ３５

令和７年度資格確認書等の更新について

令和７年４月３日付け事務連絡で厚生労働省保険局高齢者医療課より、令和８年８月の年次更新までの間、暫定運用を継続する旨の通知があったとおり、令和７年８月以降使用する「資格確認書」について、一括発行を行います。

◆年度更新処理【本番】・・・・令和7年６月14日（土）・・・広域連合で処理を行う。
年次負担区分判定及び一括発行用の資格確認書、また各種帳票のデータ作成します。

オンラインファイル連携ツール、Dドライブにて結果を送信します。
・・・６月１６日(月)

※年度更新後の資格確認書を印刷業者へ提供。
・・・６月１６日(月)

各市町村へ新年度資格確認書等（◎封入物）、ブランク証等の納品。
・・・７月初旬

◎更新用封筒の封入物
・・・・資格確認書、チラシ２種類（年次切替チラシ、マイナ保険証促進チラシ）
ハンドブック（後期高齢者医療制度のごあんない）、証カバー

★年度更新処理前に市町村で行う作業
・住基全件突合データの確認及び修正作業
・年次所得課税データの送信
・未申告者等所得照会・入力作業
・年次扶養控除入力作業
・未登録外字申請
・生活保護確認作業
・資格確認書未発行対応確認作業

★年度更新処理後に市町村が行う作業
・資格確認書未発行対応確認作業（年度更新処理後）
・納品物（封筒）の抜取り、差替え作業
・区分（低所得）Ⅱ判定者の未申告世帯確認作業
・区分（低所得）Ⅱ対象者の長期入院確認（前年度に長期証あり）
・資格確認書等の郵送または窓口交付
・長期認定候補者への申請勧奨（前年度長期証なし）
・基準収入額適用対象者への申請勧奨
・標準システムへの証回収登録作業

※下の方に出てくるY－〇は年次、M-〇は月次、D-〇は日次を表しています。８ページのスケジュール表と照らし合わせて確認をお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・（年度更新処理前）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◎住基全件突合データの確認及び修正

標準システムに登録されている住基情報は市町村システムの住基情報をもとに作成されていますが、日次異動のデータの送付漏れや抽出漏れ等により一致していないデータがあります。不一致の場合、保険料賦課や負担区分判定、資格確認書の年次切替においても誤った内容になる恐れがある為、市町村住基との整合性を高める必要があります。

住基突合スケジュール　　・・・・・・　　８ページのスケジュール表確認

住基全件突合用データ締め日	・・・Y－1	1回目
住基全件突合用データ提出日	・・・Y－2	
住基全件突合処理	・・・Y－3	
住基全件突合結果送信	・・・Y－4	
住基全件突合結果修正作業	・・・Y－5	
住基全件再突合用データ締め日	・・・Y－7	2回目
住基全件再突合用データ提出	・・・Y－8	
住基全件再突合処理	・・・Y－9	
住基全件再突合結果送信	・・・Y－10	
住基全件再突合結果修正作業	・・・Y－11	

◎年次所得課税データの送信

所得・課税情報を広域連合へオンラインファイル連携ツールで送信して下さい。
*県内市町村一括処理です。【期限厳守】
データに修正がある場合は早急に対応をお願いします。
結果については保険料グループより連絡があります。

年次所得課税情報送信締め日	・・・Y－12
年次所得課税情報取込テスト・本番処理	・・・Y－13
年次所得課税情報取込エラー処理	・・・Y－14

◎未申告者等所得照会（中間サーバーでの年次所得照会）・入力作業

中間サーバーを使用して所得情報の連携を行います。所得・課税情報を取り込み及び所得連携の結果、所得情報がない方や所得連携にてエラーになった対象者は所得照会書や、簡易申告書を出力し対象市町村へ送付、または簡易申告書へ記入を促し、結果を標準システムへ所得入力して下さい。

年度更新処理日までに入力されなかった場合は、新年度の資格確認書が作成されません。年度更新処理日以降に所得入力した場合は、標準システムで負担区分判定を行い、証の発行をして下さい。

・・・Y－15

◎年次扶養控除入力作業

作業方法についてはＰ１３～Ｐ１７　　**・・・Ｙ－16**

◎未登録外字申請

標準システムの住基情報で●等の表示（標準システムに登録されていない文字）となっている未登録外字を住基全件再突合処理までに広域連合へ申請を行って下さい。外字登録申請がなく、年度更新処理に間に合わない場合、資格確認書に未登録外字が印字されないので、資格確認書が納品された後、市町村にて引抜きや手書き等の対応を行う作業が発生します。

・・・Ｙ－17

◎生活保護確認作業

標準システムに適用除外登録されている生活保護受給者が現在も受給中か確認して下さい。また、登録されていない生活保護者がいないか確認して下さい。

・・・Ｙ－18

◎資格確認書未発行対応確認作業（Ｐ９～Ｐ１０）

資格確認書が未発行となる被保険者のリストをDドライブで送付しますので、データの修正をお願いします。

年度更新処理前に数回程度、リストを送付します。（年度更新処理直前）

・・・Ｙ－35

・・・・・・・・・・・・・・（年度更新処理後）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・資格確認書未発行対応確認作業（年度更新処理後の帳票に含む）（Ｐ９～Ｐ１０）

年度更新処理で資格確認書が未発行となった被保険者についてのリストを送付します。資格確認書をオンラインで作成して、発行をお願いします。

・・・Ｙ－36

◎納品物（封筒）の抜取り、差替え作業

広域連合にて、年度更新処理日以降に死亡や転居等の住基異動があった方、負担割合変更となった方の一覧を作成します。資格喪失等対象者リストを参照し、なお、資格確認書一括発行分（封筒）から引抜き、資格確認書を再作成
い。基準収入額適用対象者につきましては、７月中に申請を行わなければならないため、早めの対応をお願いします。

・・・Ｙ－27

◎区分（低所得）Ⅱ判定者の未申告世帯確認作業

未申告者リストを確認し、被保険者世帯の未申告者の所得照会を行って下さい。照会回答後に標準システムへ所得課税情報の登録を行って下さい。

・・・Ｙ－29

◎区分（低所得）Ⅱ対象者の長期入院確認（前年度に長期証あり）

長期入院チェックリストで、被保険者の入院状況を確認し、区分Ⅱに認定されて９１日以上が確認できる場合に、職権で申請書を作成し、長期入院該当を併記した資格確認書を標準システムより発行して下さい。(年次のみの対応)
チェックリストで入院日数が確認できない場合は領収証の写しや入院証明書等で確認して９１日以上が確認できれば長期認定該当の資格確認書を発行してください。

・・・Y－30

◎資格確認書等の郵送または窓口交付

郵送（簡易書留）又は窓口交付により資格確認書を７月末までに交付して下さい。

・・・Y－31

◎減額証長期認定候補者への申請勧奨（前年度長期証なし）

減額証（長期入院）チェックリストで、被保険者の入院状況を確認し、区分Ⅱに認定されて９１日以上が確認できる場合に、職権で申請書を作成し、長期入院該当を併記した資格確認書を標準システムより発行して下さい。(年次のみの対応)
広報誌やチラシにおいて要申請の周知、または窓口案内書を発送する。

・・・Y－33

◎基準収入額適用の申請勧奨または職権による処理

基準収入適用申請対象者であるかを確認のうえ、適用申請のお知らせを被保険者へ送付し、７月中に申請があれば、８月１日からの適用とする。
※被保険者のすべての収入が把握できる場合、職権による適用が可能

・・・Y－37

◎標準システムへの無効処理登録作業

資格確認書が標準システムでは作成されているが、実際は交付していない場合、無効処理をお願いします。

・・・Y－34

・・・・・・・日次処理、月次処理で行うもの（市町村で行う対応）・・・・・・・・

【日次処理】

◎住民基本台帳情報の異動データのアップロード

異動された方の情報を広域連合のサーバーへアップロード及び必要があれば、取り込んだ結果のダウンロードする。（オンラインファイル連携ツール）
漏れのないようファイルの内容を確認してアップロードをお願いします。

・・・D－1

【月次処理】

◎所得課税情報及び年齢到達者の住基情報送信

前月までの所得課税情報と２ヵ月後に年齢到達となる方の住基情報を広域連合へオンラインファイル連携ツールにて送信して下さい。（住基全件送信している市町村は住基情報を送信する必要はありません）

・・・Ｍ－1

◎月次負担区分判定に伴う作業

毎月第３営業日に所得課税情報及び住基情報を基にした月次処理、毎月第5営業日に年齢到達者の月次処理を行います。月次処理結果がオンライン
連携ツールより配信されます。

・・・Ｍ－3

【月次処理結果の帳票】

Ｍ－3

├1　後期高齢者医療個人異動日変更者一覧（被保険者）

県外転出の方で転入通知が広域連合へ到着した際に、転出日が変更となった方の一覧です。

├2　後期高齢者医療被保険者台帳更新エラーリスト

市町村より送信された住基情報を、広域連合被保険者情報へ反映させる際に、何らかの理由（既に死亡登録等）により、被保険者台帳が更新されなかった場合にリストが作成されます。確認を行い、問題が無ければ特に処理することはありません。

├3　後期高齢者医療75歳到達者一覧（資格取得対象者）

適用除外者が含まれていないか確認して下さい。含まれていた場合、資格喪失と適用除外登録を行って下さい。

年度更新月の８月につきましては、７５歳に到達する住民が全て記載されているか確認して下さい。

├4　後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ

├5　後期高齢者医療基準収入額適用申請書

対象者の中には非該当の方も含まれているため、収入状況を事前に確認する必要があります。基準収入額適用該当者へ申請のお知らせを郵送して下さい。

申請があれば必要書類を記入させ、新しい資格確認書を発行します。

├6　後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧

月次判定で変更となった負担区分に誤りがないか確認し、資格確認書の差替えを行って下さい。

年度更新時に、資格確認書一括発行の対象者で負担区分割合が変更になっている場合は、資格確認書一括発行分から引き抜き、資格確認書の差替えを行って下さい。

├7　後期高齢者医療資格確認書（負担区分/年齢到達）

適用除外者や住登外の方が含まれていないか確認のうえ、資格確認書の印刷及び引き渡しを行って下さい。

├8　障害認定有効終了年月日経過者一覧

障害認定の方で、有効期間の過ぎた方及び翌々月までの有効期間終了者の一覧です。有期認定（手帳に記載）登録された方の手帳更新状況を確認し、標準システムより更新の手続きを行って下さい。

├09　被保険者外国人在留終了年月日経過者一覧

外国人の方で、在留期間の過ぎた方及び翌月の在留終了者の一覧です。
在留カードの更新状況を確認し、標準システムより更新して下さい。

└10　後期高齢者医療特定疾病療養受療証交付簿

前月の交付者一覧です。誤り発行証等を確認し、適正に処理を行ったうえで、月次申請書提出書類と一緒に広域連合へ送付して下さい。

◎扶養控除入力

作業方法についてはP１３～P１７（年次と同じ入力方法）
・・・M－4

◎資格関係申請書の提出

作業方法についてはP４０～P４３　　**・・・M－5**

◎異動賦課前処理【開発】

保険料の算定前に資格チェックを行います。
・・・M－6

◎資格整合性等チェック作業　　・・・M－7

【帳票】

M－7

├2　後期高齢者医療資格突合確認対象者一覧（住基）

住基情報と被保険者情報の不一致がある方のリストです。確認をして修正作業を行う必要があります。

└4　世帯主エラーリスト

　世帯内に世帯主なしや世帯主が複数存在します。確認して修正作業を行う必要があります。

■■■■■　業務分担　■■■■■

８ページ・・・R07年度資格確認書等作成スケジュール（通常年次）

■市町村業務（セル塗り潰し）

▲広域連合業務

R07年度資格確認書等の作成スケジュール（通常）(A3印刷推奨）

□ 市町村業務（セル塗り潰し）　▲ 広域連合業務

8

※月次処理、日次処理については、資格確認書等の作成スケジュールに関係なく、月次処理においては毎月、日次処理においては毎日行う必要があります。

期間：4月28日（月）～7月31日（木）

区分	No.	作業	帳票ID
年次処理	Y-1	住基全件突合用データ締め日	
	Y-2	住基全件突合用データ提出日	
	Y-3	住基全件突合処理	
	Y-4	住基全件突合結果送信	
	Y-5	住基全件突合結果修正作業	
	Y-7	住基全件再突合用データ締め日	
	Y-8	住基全件再突合用データ提出	
	Y-9	住基全件再突合処理	
	Y-10	住基全件再突合結果送信	
	Y-11	住基全件再突合結果修正作業	
	Y-12	年次所得課税情報送信締め日（保険料）	
	Y-13	年次所得課税情報取込テスト・本番（保険料）	
	Y-14	年次所得課税情報取込エラー処理（保険料）	
	Y-15	未申告者等所得照会・入力作業（★：中間サーバーでの年次所得照会） ※予定	
	Y-16	年次扶養控除入力作業	
	Y-17	未登録外字申請	
	Y-18	生活保護確認作業	
	Y-39	**年度更新処理【テスト】**	
	Y-35	**資格確認書等未発行対応作業**	
	Y-19	**年度更新処理【本番】（年次負担区分判定）**	
	Y-36	**資格確認書等未発行対応作業**（年度更新処理後）	
	Y-20	年次負担区分判定結果送信	
	Y-21	市町村提供用データ作成・提供	
	Y-22	印刷業者用データ作成	
	Y-23	印刷業者へデータ引渡し	
	Y-24	印刷業者印刷・仕分作業	
	Y-25	**市町村へ納品（順次納品）**	
	Y-26	資格喪失等対象者リスト作成（引抜き用）・提供	
	Y-27	納品物（封筒）引抜き作業	
	Y-29	区分（低所得）Ⅱ判定者の未申告世帯確認	
	Y-30	区分（低所得）Ⅱ対象者の長期入院確認	
	Y-31	資格確認書等郵送または窓口交付	
	Y-33	長期認定候補者への申請勧奨	
	Y-37	**基準収入額適用申請勧奨（年次）**	
	Y-34	**標準システムへの無効処理登録作業（～8月31日）**	
月次処理	M-1	所得課税情報及び年齢到達者の住基情報送信	
	M-2	**月次判定【本番】**	
	M-3	月次負担区分判定に伴う作業	
	├01	後期高齢者医療個人異動日変更者一覧（被保険者）	KA02R003
	├02	後期高齢者医療被保険者台帳更新エラーリスト	KA03R001
	├03	後期高齢者医療75歳到達者一覧（資格取得対象者）	KA10R004
	├04	後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ	KA11R001
	├05	後期高齢者医療基準収入額適用申請書	KA11R002
	├06	後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧	KA13R011
	├07	後期高齢者医療資格確認書	KA14R008
	├08	障害認定有効終了年月日経過者一覧	KA18R002
	├09	被保険者外国人在留終了年月日経過者一覧	KA18R003
	└10	後期高齢者医療特定疾病療養受療証交付簿	KA22R003
	M-4	月次扶養控除の再入力作業	
	M-5	月次資格関係申請書提出	
	M-6	**異動賦課前処理【開発】**	
	M-7	資格整合性等チェック作業	
	├2	後期高齢者医療資格突合確認対象者一覧（住基）	KA18R001
	└4	世帯主エラーリスト	KB11R010
日次	D-1	住民基本台帳情報	KA00F000N

参考：R06年度

令和6年度　被保険者証未発行者一覧

証が発行されていない理由が複数ある場合は、優先順位が高い方にカウントされています。(No.1の優先順位が最も高く、No.7の優先順位が最も低くなります。)

優先順位		No.1	No.2		No.3	No.4	No.5	No.6	No.7
	計	最新証の有効期限が7月31日以外	最新証が短期被保険者証	最新証が資格証明書	短期証資格証候補者情報の候補者状態区分コードが「10(交付予告対象候補)」～「70(交付保留)」	仮登録者(個人情報がない人)	負担区分情報が存在しない(前照回答依頼中など)	個人異動情報が保留になっている	その他
1 那覇市	444	60	5	0	262	0	110	4	3
2 宜野湾市	153	17	0	0	102	0	34	0	0
3 石垣市	99	14	0	0	60	0	24	1	0
4 浦添市	194	21	1	0	141	0	31	0	0
5 名護市	88	17	2	0	51	0	18	0	0
6 糸満市	56	8	1	0	27	0	19	1	0
7 沖縄市	339	53	13	0	224	0	47	0	2
8 豊見城市	112	7	3	0	87	0	15	0	0
9 うるま市	207	24	2	0	141	0	39	0	1
10 宮古島市	28	0	0	0	15	0	12	0	1
11 南城市	67	3	0	0	44	0	20	0	0
12 国頭村	11	1	0	0	4	0	5	0	1
13 大宜味村	1	0	0	0	1	0	0	0	0
14 東村	4	0	0	0	3	0	1	0	0
15 今帰仁村	29	0	0	0	23	0	5	0	1
16 本部町	20	0	1	0	11	0	8	0	0
17 恩納村	10	2	0	0	8	0	0	0	0
18 宜野座村	9	1	0	0	3	0	2	0	3
19 金武町	24	1	0	0	18	0	5	0	0
20 伊江村	2	0	0	0	2	0	0	0	0
21 読谷村	72	3	7	0	40	0	22	0	0
22 嘉手納町	17	1	0	0	11	0	3	0	2
23 北谷町	31	4	0	0	16	0	10	0	1
24 北中城村	36	2	0	0	27	0	7	0	0
25 中城村	36	3	0	0	23	0	9	0	1
26 西原町	31	4	1	0	2	0	20	3	1
27 与那原町	24	5	0	0	9	0	10	0	0
28 南風原町	29	8	0	0	14	0	7	0	0
29 渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 座間味村	1	1	0	0	0	0	0	0	0
31 粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 渡名喜村	3	0	0	0	3	0	0	0	0
33 南大東村	1	0	0	0	0	0	1	0	0
34 北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 伊是名村	1	0	0	0	1	0	0	0	0
37 久米島町	13	0	0	0	3	0	10	0	0
38 八重瀬町	30	3	0	0	10	0	17	0	0
39 多良間村	2	1	0	0	1	0	0	0	0
40 竹富町	5	0	0	0	4	0	1	0	0
41 与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,229	264	36	0	1,391	0	512	9	17

被保険者証未発行者一覧対応表

参考：R06年度

令和6年度証

No. 1　最新証の有効期限が7月31日以外

被保険者証最新歴※1が短期証交付、または有効期限が7月31日以外となっているため、新年度証の作成が行われませんでした。
短期証候補者リストと照合し、被保険者証を発行する場合は負担区分管理より新年度負担区分の登録を行い、被保険者証を作成して下さい。

No. 2　最新証が短期被保険者証

被保険者証最新歴※1が短期証で有効期限が7月31日となっています。
・対応方法は「No. 1 最新証の有効期限が7月31日以外　被保険者証最新歴※1が短期証」のときと同じです。

3. 短期証資格証候補者情報の候補者状態区分コードが「10（交付予告対象候補）」～「70（交付保留）」

短期証候補者リストとして登録されているため、被保険者証の作成が行われませんでした。
短期証候補者リストと照合し、被保険者証を発行する場合は負担区分管理より新年度負担区分の登録を行い、被保険者証を作成して下さい。

4. 仮登録者（個人情報がない人）

年度更新処理前までに住基情報が送信されていませんでした。住基情報を送信して、負担区分管理より新年度負担区分の登録を行い、被保険者証を作成して下さい。

5. 負担区分情報が存在しない（前照回答依頼中など）

被保険者の世帯に所得照会中（前照回答依頼中）の方が存在するため、新年度証の作成が行われませんでした。回答が届き次第、所得情報を入力し、負担区分管理より新年度負担区分の登録を行い、被保険者証を作成して下さい。

6. 個人異動情報が保留になっている

年度更新処理前までに住基情報の紐付け、住基情報修正などが行われていませんでした。各種対応し、負担区分管理より新年度負担区分の登録を行い、被保険者証を作成して下さい。

7. その他

被保険者証最新歴※1が今年度以前の証となっている。または、扶養控除候補者情報に「候補者」として登録されている被保険者がいるため、新年度証の作成が行われませんでした。または、死亡の住基が反映されていない 等
今年度以前の証が理由で未発行の場合は、被保険者証を作成してください。
扶養控除候補者情報に「候補者」として登録されている理由で未発行の場合は、扶養控除候補者情報を登録し、負担区分管理より新年度負担区分の登録を行い、被保険者証を作成して下さい。

※1　被保険者証最新歴

・異なる交付日で複数種類の証（短期被保険者証・被保険者証）発行が行われていた場合、回収の有無に係わらず、証発行交付年月日の日付が新しい証が優先されます。

・同じ種類の証の場合は、回収の有無に係わらず、履歴を作成した順番になります。
※ 標準システムの被保険者証交付一覧照会で見える順番は証を作成した順番ではないため、1番上に表示されている証が最新歴ではありません。

住基情報の突合チェックについて

住基の突合チェックとは、市町村から送信される住基情報に漏れがなかったかを確認するために市町村の住基情報と標準システムに取り込まれている住基情報を突き合わせ、不一致となってないかを確認する作業です。

1. 日次異動データ送信漏れによる影響
   住基情報の送信が正しく行なわれていない場合、以下のような問題(例)
   等が発生すると見込まれます。
   ① 被保険者であるべき方が資格取得されない
   ② 保険料が正しく賦課されない
   正しい保険料が算出されず、保険料の過不足が発生する。
   ③ 負担割合(限度区分)が正しくない
   正しい負担区分判定ができず、負担割合(限度区分)が正しくないため、自己負担額や給付業務に影響する。

※住基情報の突合チェックにおいて、多くのエラーが存在している市町村がある。重篤なエラーの早期発見のためにも、エラーの全体数を減少させていく事が必要である。

突合チェックのイメージ

○ 日次異動データに漏れがない場合

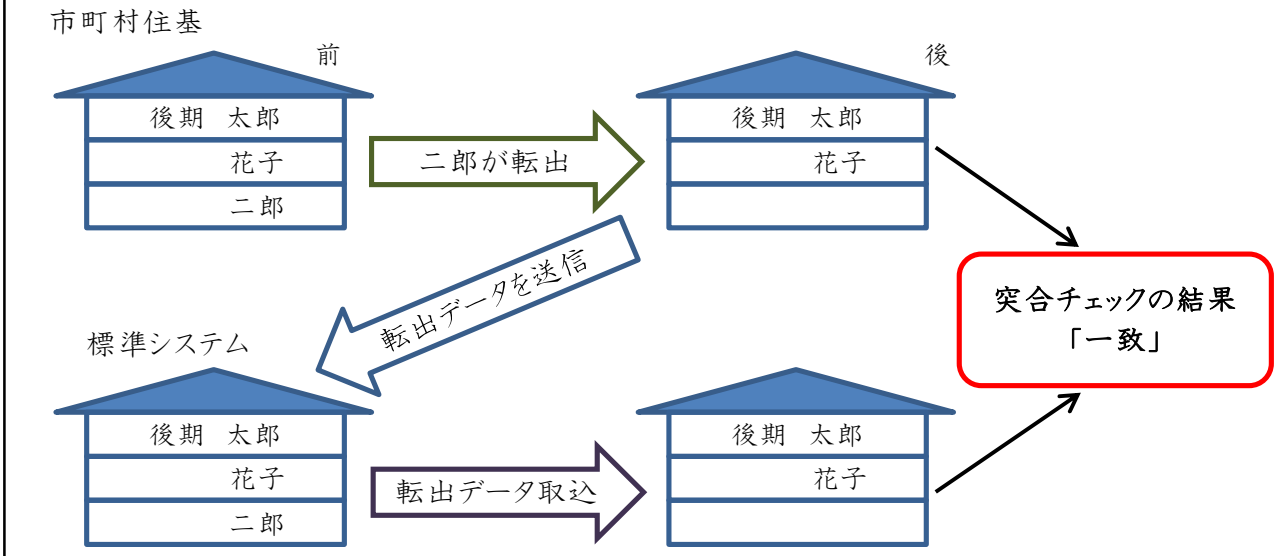

○ 日次異動データに漏れがある場合

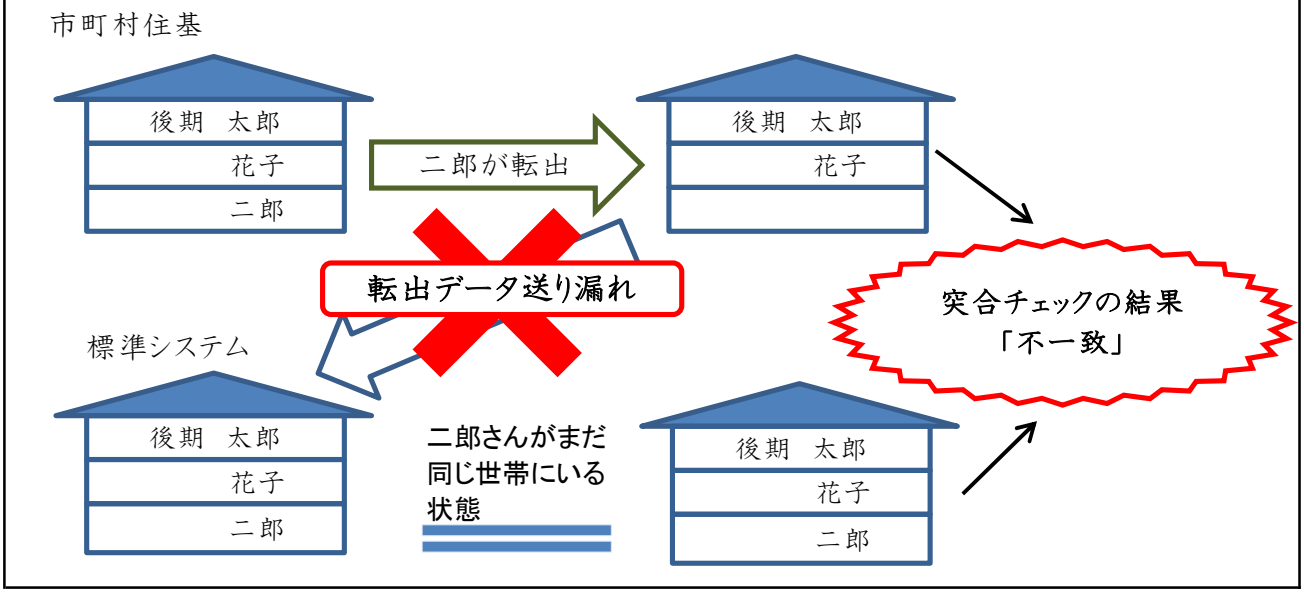

市町村	ベンダー	TOPIC		住基突合エラー件数											住基突合エラー割合										
		エラーの増減	エラーの割合	今回の結果	過去1年の突合結果										今回の結果	過去1年の突合結果									
		↑エラー急増：0市町村 前回(または前々回)と比較し1,000件以上エラー増加 エラー急減↓：0市町村 前回(または前々回)と比較し1,000件以上エラー減少	エラー割合50%超↑：0市町村 住基データ全体に占めるエラーデータの割合が50%以上 エラー割合5.0%以下↓：19市町村 住基データ全体に占めるエラーデータの割合が5.0%以下	20250313 エラー合計 (41市町村)	20250116 エラー合計 (41市町村)	20241121 エラー合計 (41市町村)	20240919 エラー合計 (41市町村)	20240719 エラー合計 (41市町村)	20240509 エラー合計 (41市町村)	20240314 エラー合計 (41市町村)	20240119 エラー合計 (41市町村)	20231116 エラー合計 (41市町村)	20230922 エラー合計 (41市町村)	20230721 エラー合計 (39市町村)	20250313 エラー合計 (41市町村)	20250116 エラー合計 (41市町村)	20241121 エラー合計 (41市町村)	20240919 エラー合計 (41市町村)	20240719 エラー合計 (41市町村)	20240509 エラー合計 (41市町村)	20240314 エラー合計 (41市町村)	20240119 エラー合計 (41市町村)	20231116 エラー合計 (41市町村)	20230922 エラー合計 (41市町村)	20230721 エラー合計 (39市町村)
		2020年1月の突合から、突合項目を特に重要なものに絞っています。																							
うるま市	沖縄行政	－	－	17,326	17,292	17,263	17,258	17,112	17,124	17,072	17,048	17,052	16,873	16,851	32.38%	32.53%	32.68%	32.89%	32.90%	33.17%	33.26%	33.42%	33.63%	33.50%	33.68%
名護市	沖縄行政	－	↓エラー割合5.0%以下達成	5,202	5,206	5,210	5,205	5,212	5,227	5,243	5,232	5,209	5,814	5,757	4.40%	4.42%	4.44%	4.45%	4.48%	4.51%	4.57%	4.57%	4.57%	5.12%	5.09%
石垣市	沖縄行政	－	－	26,287	26,249	26,411	26,663	27,055	27,304	28,191	28,282	28,502	31,689	30,680	25.89%	25.94%	26.18%	26.55%	27.04%	27.42%	28.63%	28.84%	29.18%	32.59%	31.67%
宜野湾市	沖縄行政	－	－	52,171	52,510	53,001	53,530	54,122	54,699	55,643	56,022	56,576	57,086	57,549	27.94%	28.23%	28.59%	28.99%	29.44%	29.90%	30.63%	30.96%	31.40%	31.81%	32.21%
宮古島市	OCC	－	↓エラー割合5.0%以下達成	0	0	0	0	6	6	36	2	0	23	23	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.04%	0.00%	0.00%	0.03%	0.03%
糸満市	OCC	－	↓エラー割合5.0%以下達成	1,206	1,220	1,231	1,245	1,265	1,284	1,286	1,320	1,337	1,381	1,398	1.05%	1.07%	1.08%	1.10%	1.12%	1.15%	1.15%	1.19%	1.21%	1.25%	1.28%
八重瀬町	OCC	－	↓エラー割合5.0%以下達成	104	54	76	82	86	76	97	87	75	89	69	0.19%	0.10%	0.14%	0.15%	0.16%	0.14%	0.18%	0.17%	0.14%	0.17%	0.13%
中城村	OCC	－	↓エラー割合5.0%以下達成	95	77	78	79	81	109	87	94	101	97	124	0.23%	0.19%	0.19%	0.20%	0.20%	0.27%	0.22%	0.24%	0.26%	0.25%	0.32%
恩納村	OCC	－	↓エラー割合5.0%以下達成	17	21	14	18	48	31	28	39	28	32	29	0.06%	0.07%	0.05%	0.06%	0.17%	0.11%	0.10%	0.15%	0.11%	0.12%	0.11%
竹富町	OCC	－	↓エラー割合5.0%以下達成	20	21	28	27	28	82	81	76	78	80	98	0.15%	0.15%	0.21%	0.20%	0.21%	0.62%	0.62%	0.59%	0.60%	0.62%	0.77%
宜野座村	OCC	－	↓エラー割合5.0%以下達成	24	25	15	21	13	25	25	34	33	30	32	0.21%	0.22%	0.13%	0.19%	0.12%	0.23%	0.23%	0.31%	0.31%	0.28%	0.30%
伊是名村	OCC	－	－	457	466	471	476	479	488	494	501	504	508	518	14.65%	15.05%	15.26%	15.44%	15.57%	15.88%	16.18%	16.42%	16.52%	16.69%	17.06%
伊平屋村	OCC	－	↓エラー割合5.0%以下達成	60	57	60	64	66	72	69	64	66	68	1,186	2.18%	2.07%	2.20%	2.34%	2.42%	2.65%	2.58%	2.40%	2.48%	2.56%	44.92%
与那国町	OCC	－	↓エラー割合5.0%以下達成	126	119	120	120	126	136	122	123	121	122	122	2.61%	2.47%	2.51%	2.51%	2.65%	2.88%	2.66%	2.69%	2.66%	2.69%	2.71%
南大東村	OCC	－	－	837	844	855	857	872	880	879	901	898	910	931	27.12%	27.47%	27.98%	28.19%	28.86%	29.21%	29.37%	30.22%	30.25%	30.83%	31.65%
渡名喜村	OCC	－	↓エラー割合5.0%以下達成	1	2	2	2	3	5	2	2	2	2	2	0.11%	0.23%	0.23%	0.23%	0.34%	0.57%	0.23%	0.23%	0.23%	0.23%	0.23%
北大東村	OCC	－	－	332	332	335	341	344	350	18	14	12	11	15	21.91%	22.06%	22.30%	22.79%	23.07%	23.55%	1.23%	0.96%	0.84%	0.77%	1.06%
座間味村	OCC	－	↓エラー割合5.0%以下達成	53	54	44	43	50	42	47	43	43	37	872	1.93%	1.97%	1.60%	1.57%	1.84%	1.55%	1.77%	1.62%	1.63%	1.40%	33.21%
那覇市	RKK	－	－	54,140	54,427	54,671	55,014	55,318	55,738	55,910	56,187	56,566	56,914	57,252	41.51%	41.99%	42.40%	42.98%	43.54%	44.20%	44.58%	45.09%	45.67%	46.26%	46.83%
浦添市	RKK	－	－	12,402	12,629	12,859	13,054	13,281	13,540	13,725	13,900	14,136	14,348	14,606	30.43%	31.21%	31.99%	32.75%	33.60%	34.58%	35.31%	36.09%	36.95%	37.80%	38.82%
沖縄市	RKK	－	－	3,895	3,905	3,931	3,960	3,965	4,039	4,018	4,023	4,054	4,069	4,076	7.17%	7.24%	7.33%	7.44%	7.51%	7.71%	7.72%	7.78%	7.89%	8.00%	8.06%
豊見城市	RKK	－	－	27,074	27,285	27,450	27,707	27,824	27,982	28,244	28,450	28,643	28,849	29,129	27.61%	27.87%	28.07%	28.37%	28.53%	28.74%	29.05%	29.31%	29.55%	29.80%	30.14%
今帰仁村	RKK	－	－	1,097	1,103	1,111	1,131	1,150	1,164	1,197	1,196	1,187	1,211	1,225	7.23%	7.28%	7.34%	7.48%	7.61%	7.72%	7.95%	7.96%	7.91%	8.07%	8.18%
伊江村	RKK	－	－	4,008	4,027	4,041	4,053	4,058	4,072	4,115	4,124	4,132	4,141	4,165	33.54%	33.71%	33.84%	33.94%	34.02%	34.16%	34.54%	34.64%	34.72%	34.80%	35.01%
西原町	RKK	－	－	3,301	3,232	3,205	3,141	3,081	2,958	2,900	2,865	2,834	2,781	2,791	24.43%	24.16%	24.07%	23.82%	23.61%	22.91%	22.61%	22.51%	22.44%	22.16%	22.44%
久米島町	RKK	－	－	1,414	1,406	1,353	1,338	1,325	1,259	1,236	1,224	1,199	1,182	1,158	28.62%	28.59%	27.71%	27.50%	27.29%	26.06%	25.65%	25.51%	25.10%	24.81%	24.40%
北中城村	RKK	－	↓エラー割合5.0%以下達成	295	287	290	286	284	284	283	283	279	275	273	3.79%	3.71%	3.77%	3.75%	3.75%	3.78%	3.79%	3.83%	3.80%	3.76%	3.76%
国頭村	RKK	－	－	589	591	588	581	582	549	407	389	387	373	367	17.90%	18.04%	18.01%	17.88%	17.99%	17.04%	12.70%	12.21%	12.20%	11.83%	11.72%
南風原町	RKK	－	－	4,578	4,561	4,606	4,561	4,527	4,471	4,474	4,470	4,476	4,455	4,398	30.37%	30.48%	30.98%	30.96%	31.04%	30.92%	31.20%	31.39%	31.70%	31.86%	31.86%
渡嘉敷村	創和	－	－	138	136	136	136	136	137	138	139	138	138	139	10.86%	10.72%	10.72%	10.73%	10.73%	10.84%	10.94%	11.02%	10.97%	10.98%	11.06%
与那原町	創和	－	－	2,037	2,026	2,000	1,983	1,958	1,957	1,944	1,942	1,933	1,901	1,897	23.86%	23.87%	23.67%	23.71%	23.60%	23.77%	23.81%	23.90%	23.94%	23.72%	23.84%
金武町	創和	－	－	2,003	1,996	1,977	1,961	1,932	1,908	1,881	1,873	1,861	1,840	1,819	23.35%	23.33%	23.20%	23.10%	22.89%	22.70%	22.49%	22.49%	22.45%	22.28%	22.10%
大宜味村	創和	－	－	687	683	681	681	681	682	676	676	681	681	678	19.52%	19.45%	19.45%	19.52%	19.58%	19.65%	19.54%	19.58%	19.77%	19.81%	19.82%
東村	創和	－	－	398	398	398	394	394	393	398	396	397	396	398	20.76%	20.78%	20.78%	20.65%	20.67%	20.72%	21.04%	20.97%	21.04%	21.03%	21.15%
粟国村	創和	－	－	140	138	137	139	137	137	139	132	130	132	129	11.34%	11.19%	11.13%	11.31%	11.15%	11.15%	11.40%	10.85%	10.71%	10.93%	10.69%
多良間村	創和	－	－	799	814	809	816	825	822	818	821	837	838	845	34.07%	34.73%	34.60%	35.11%	35.59%	35.54%	35.74%	35.88%	36.66%	36.75%	37.13%
読谷村	エジソン	－	↓エラー割合5.0%以下達成	1,140	1,169	1,127	1,118	1,120	1,106	1,088	1,087	1,087	1,084	1,080	4.89%	5.04%	4.87%	4.86%	4.89%	4.84%	4.79%	4.80%	4.81%	4.82%	4.82%
嘉手納町	エジソン	－	↓エラー割合5.0%以下達成	1	0	3	14	5	8	4	7	3	7	9	0.01%	0.00%	0.04%	0.21%	0.07%	0.12%	0.06%	0.11%	0.05%	0.11%	0.14%
本部町	エジソン	－	↓エラー割合5.0%以下達成	427	32	35	48	42	29	53	33	29	36	38	1.72%	0.13%	0.14%	0.20%	0.17%	0.12%	0.22%	0.14%	0.12%	0.15%	0.16%
南城市	エジソン	－	↓エラー割合5.0%以下達成	165	175	162	158	210	162	162	162	157	160	165	0.70%	0.75%	0.69%	0.68%	0.91%	0.71%	0.71%	0.72%	0.70%	0.71%	0.74%
北谷町	エジソン	－	↓エラー割合5.0%以下達成	13	17	11	13	13	13	12	15	12	11	10	0.11%	0.15%	0.10%	0.11%	0.11%	0.12%	0.11%	0.13%	0.11%	0.10%	0.09%
			合計	225,059	225,586	226,795	228,318	229,816	231,350	233,242	234,278	235,795	240,674	242,903	合計	16.79%	16.90%	17.06%	17.25%	17.45%	17.66%	17.92%	18.08%	18.28%	18.74%	19.00%

沖 高 医 管 第 55 号
令 和 7 年 4 月 30 日

各市町村後期高齢者医療担当課長　殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課長　山城　敬
（公　印　省　略）

扶養控除の標準システムへの入力について（依頼）

平素より、後期高齢者医療制度の運営につきまして、ご協力・ご尽力賜り厚くお礼申し上げます。
さて、扶養控除に係る標準システムの入力につきまして、市町村で対象者を抽出し、入力いただきますようお願いします。

1. 入力期間

令和7年6月9日（月）～令和7年6月13日（金）

2. 入力対象

6月の年次更新処理時に負担割合が3割、2割と判定された被保険者のうち次の①②の条件を全て満たすこと。

①令和6年12月31日時点で世帯主が被保険者（令和6年12月31日の判定日を超えて被保険者となるものも含む）である。

②令和6年12月31日時点で、同一世帯に合計所得（給与所得を有する者については給与所得の金額から10万円を控除して算定した金額）が38万円以下である0歳以上16歳未満及び16歳以上19歳未満の世帯員が存在する。

※扶養控除額は、1人につき、0歳以上16歳未満は33万円、16歳以上19歳未満は12万円です。

※今後の年次処理・月次処理にも関わってきます。扶養控除対象者は、全て標準システムへ入力してください。

3.入力方法

①帳票に出力された被保険者について、各種控除後の総所得金額などから調整のための額を控除するかどうかを確認してください。

② 貴市町村が、所得連携を「調整控除前」に行うか、「調整控除後」に行うか確認してください。

③ ②を踏まえ別紙を確認の上、ご対応お願いします。

【問い合わせ】
沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課資格グループ
TEL 098－963－8012

令和７年度　年次処理（扶養控除対応について）

日時	担当	項目	実施事項		備考
			「調整控除前」の 所得情報を連携している市町村	「調整控除後」の 所得情報を連携している市町村	
～R7.6.５	市町村	扶養控除対象者を抽出 （各市町村）	市町村においては、以下の条件で、扶養控除対象者を抽出したリストをご準備ください。 条件 （１）現在、負担割合が３割または２割と判定されている。 （２）前年の１２月３１日時点で、世帯主が被保険者である。（前年の１２月３１日の判定日を超えて被保険者となる人も含む。） （３）前年の１２月３１日時点で、同一世帯に属する０歳から１６歳未満、及び１６歳から１９歳未満の世帯員が存在する。 （４）被保険者の市町村民税課税所得が１４５万円以上（３割）または２８万円以上（２割）である。	←同左	
R7.6.５頃	広域	扶養控除候補者リスト作成（最大３種類）送付	Ｄドライブにて送付します。 市町村により候補者がいない場合があります。その場合は、候補者リストは送付されません。		
R7.６.9～ R7.6.13	市町村	扶養控除候補者リスト（扶養控除候補者情報新規登録）	市町村で作成した対象者リストをもとに、 **①広域が送付した候補者リスト（最大３種類）に記載がある人について、以下を実施ください。** ＜所得入力画面＞ ・状態区分を「対象者」または「対象外」に変更する。 市町村が作成したリストに載っている→対象者 市町村が作成したリストに載っていない→対象外 ・「対象者」に変更した場合は、①調整控除後所得、②年少被扶養者数を入力する。 **②市町村で作成した対象者リストに記載があるが、広域が送付した候補者リストに記載がない人について、以下を実施ください。** ・状態区分を「対象者」に変更する。 市町村が作成したリストに載っている→対象者 所得入力欄には調整控除後所得の金額を入力する。	市町村で作成した対象者リストをもとに、以下を実施ください。 **①広域が送付した候補者リスト（最大３種類）に記載がある人について、以下を実施ください。** ＜所得入力画面＞ ・状態区分を「対象者」または「対象外」に変更する。 市町村が作成したリストに載っている→対象者 市町村が作成したリストに載っていない→対象外 ・「対象者」に変更した場合は年少被扶養者数を入力する。 （調整控除後の所得の入力は不要です。） **②市町村で作成した対象者リストに記載があるが、広域が送付した候補者リストに記載がない人について、以下を実施ください。** ・状態区分を「対象者」に変更する。 市町村が作成したリストに載っている→対象者 所得入力欄には調整控除後所得の金額を入力する。	所得入力画面は別紙をご確認ください。 ※判定日の前年の１２月３１日の世帯構成を確認。
	市町村	扶養控除候補者リスト（個人情報不明）			
	市町村	扶養控除候補者リスト（扶養控除候補者情報登録済み）			
R7.6.14	広域	年次処理（負担区分判定）	市町村側作業なし	市町村側作業なし	扶養控除の入力内容を踏まえた負担区分判定を行います。

※調整控除後所得とは住民税課税標準額から１人につき０歳から１６歳未満は３３万円を控除、１６歳以上１９歳未満は１２万円を控除した額
※年少被扶養者数とは状態区分を「対象者」と入力した世帯の０歳から１９歳未満の人数（「調整控除前」、「調整控除後」両方の市町村が入力）

Ｑ１　市町村で扶養控除対象者リストを独自に作成する必要があるか。
Ａ１　どの市町村も、それぞれ扶養控除対象者リストを作成する必要があります。

Ｑ２　市町村が扶養控除対象者を抽出する条件を教えてください。
Ａ２　扶養控除対象者の条件は上記「扶養控除対象者を抽出」をご確認ください。

14

●扶養控除入力欄について

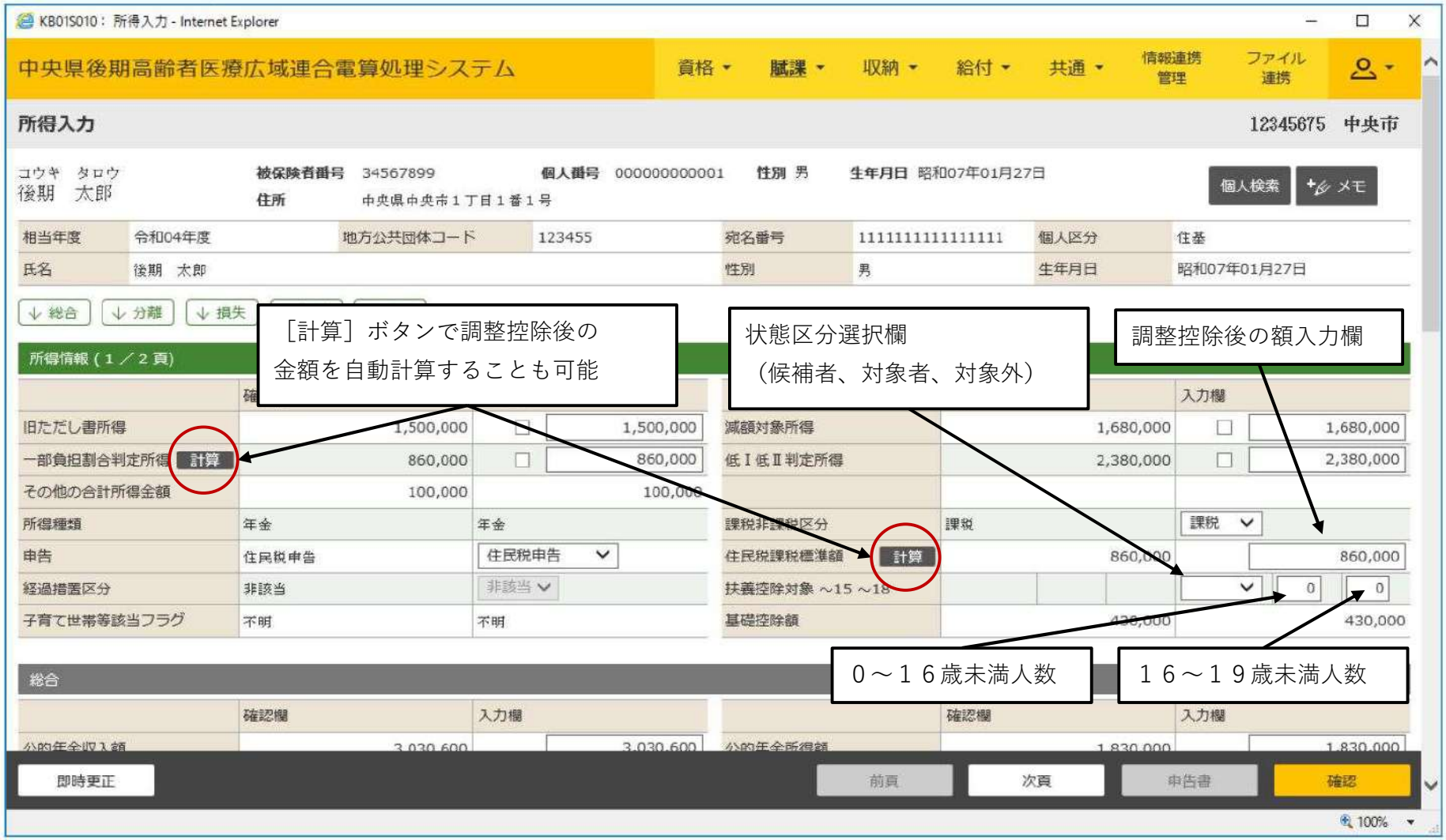

※令和４年６月２３日にリリースされた標準システムV04-00から上記「計算」ボタン機能が追加され、一部負担割合判定所得項目及び住民課税標準額項目では、［計算］ボタンを選択すると、扶養控除対象項目に入力した人数から自動計算した調整控除後の金額が入力欄に入力されます。

扶養控除対象項目について

一括処理の扶養控除候補者判定（年次）処理または扶養控除候補者判定（月次）処理で扶養控除候補者情報データベースに「候補者」として登録された被保険者については、各種控除後の総所得金額などから調整のための金額を控除するかどうかを扶養控除候補者年少扶養者CSVファイル（新規登録：負担割合3割）および扶養控除候補者年少扶養者CSVファイル（新規登録：負担割合2割）で確認してください。

確認の結果、控除する必要がある場合は、「所得入力」画面の扶養控除対象項目で「対象者」を選択し、合計所得金額（相当年度が令和3年度以降の場合、給与所得を有する者については給与所得の金額から10万円を控除して算定した金額）**※1**が38万円以下である0歳以上16歳未満の世帯構成員の人数と16歳以上19歳未満の世帯構成員の人数を入力してください。さらに、一部負担割合判定所得項目または住民税課税標準額項目に調整控除後の金額**※2**を入力して、所得情報を登録してください。

確認の結果、控除する必要がない場合は、「所得入力」画面の扶養控除対象項目で「対象外」を選択し登録してください。

前年の12月31日時点で個人情報が住民基本台帳情報データベースまたは住登外登録情報データベースに登録されていない場合でも、「対象者」として登録可能です。ただし、扶養控除候補者情報と個人情報との整合性については、チェックが行われません。

なお、「対象者」として登録しても、必ず負担割合が1割になるわけではありません。

また、調整控除後の所得を所得・課税情報ファイルに設定して、広域連合に送付している市区町村の場合は、当該情報を取り込み後、負担区分判定を実施する前までに「対象者」として登録してください。

注※1 年少扶養者の合計所得金額は、扶養控除候補者年少扶養者CSVファイル（新規登録：負担割合3割）および扶養控除候補者年少扶養者CSVファイル（新規登録：負担割合2割）の年少扶養者合計所得金額で確認できます。

注※2 [計算]ボタンで調整控除後の金額を自動計算することも可能です。

市町村所得連携（扶養控除関連）

No.	市町村	所得連携 R０６年度		⇒	所得連携 R０７年度	
		控除後連携	控除前連携		控除後連携	控除前連携
1	那覇市	○			○	
2	宜野湾市	○			○	
3	石垣市	○			○	
4	浦添市	○			○	
5	名護市	○			○	
6	糸満市		○			○
7	沖縄市	○			○	
8	豊見城市	○			○	
9	うるま市	○			○	
10	宮古島市		○			○
11	南城市		○			○
12	国頭村	○			○	
13	大宜味村	○			○	
14	東村	○			○	
15	今帰仁村	○			○	
16	本部町		○			○
17	恩納村		○			○
18	宜野座村		○			○
19	金武町	○			○	
20	伊江村	○			○	
21	読谷村		○			○
22	嘉手納町		○			○
23	北谷町		○			○
24	北中城村	○			○	
25	中城村		○			○
26	西原町	○			○	
27	与那原町	○			○	
28	南風原町	○			○	
29	渡嘉敷村	○			○	
30	座間味村		○			○
31	粟国村	○			○	
32	渡名喜村		○			○
33	南大東村		○			○
34	北大東村		○			○
35	伊平屋村		○			○
36	伊是名村		○			○
37	久米島町	○			○	
38	八重瀬町		○			○
39	多良間村	○			○	
40	竹富町		○			○
41	与那国町		○			○

沖 高 医 管 第５２号
令和 ７年 ４月２５日

各市町村後期高齢者医療主管課長　様

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課長　　山城　敬
（公 印 省 略）

「資格確認書」一括発行・「基準額収入適用申請」に係る広報誌への掲載について(依頼)

平素より後期高齢者医療制度の運営につきましては、格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在使用しております被保険者証又は資格確認書の有効期限が令和７年７月３１日までとなっております。令和７年４月３日付け事務連絡で厚生労働省保険局高齢者医療課より、令和８年８月の年次更新までの間、暫定運用を継続する旨の通知があったとおり、令和７年８月以降使用する「資格確認書」について、一括発行を行います。

「資格確認書」については、広域連合で一括印刷後、各市町村への納品を７月上旬に予定しております。

つきましては、資格確認書等の更新等の周知を図る上で、広報誌等（７月）へ掲載していただきますようお願い申し上げます。あわせて、基準収入額適用申請についても掲載のご検討をお願い申し上げます。

［問合せ先］
沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課資格グループ
TEL 098-963-8012
FAX 098-964-7785

後　期　高　齢　者　医　療　制　度

被保険者の皆様へ

令和7年8月から

資格確認書が切り替わります

（有効期限が令和8年7月31日となります）

後期高齢者医療制度においては、暫定運用の継続によりマイナ保険証の有無にかかわらず、申請なしで「資格確認書」をお届けします。（令和8年7月末までの予定）

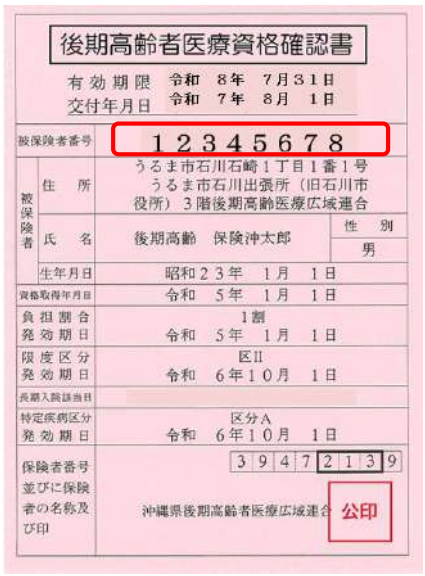

後期高齢者医療資格確認書

有効期限	令和 8年 7月31日	
交付年月日	令和 7年 8月 1日	
被保険者番号	12345678	
被保険者 住所	うるま市石川石崎1丁目1番1号 うるま市石川出張所（旧石川市役所）3階後期高齢医療広域連合	
被保険者 氏名	後期高齢 保険沖太郎	性別 男
被保険者 生年月日	昭和23年 1月 1日	
資格取得年月日	令和 5年 1月 1日	
負担割合 発効期日	1割 令和 5年 1月 1日	
限度区分 発効期日	区II 令和 6年10月 1日	
長期入院該当日		
特定疾病区分 発効期日	区分A 令和 6年10月 1日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39472139 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印	

「資格確認書」は、7月下旬までに、お住まいの市町村役所（場）から郵送又は窓口等で交付します。

8月からは、医療機関の窓口に今回届いた「資格確認書」又は「マイナ保険証」を提示してください。

資格確認書が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

お問合せは

お住まいの市町村役所（場）の担当窓口へ
〇〇市（町・村）〇〇課〇〇係
TEL XXX-XXX-XXXX

沖縄県後期高齢者医療広域連合
TEL 098-963-8012

基準収入額適用申請広報原稿（案）

医療費の自己負担割合が変わる場合があります。

同一世帯に住民税課税所得*1が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる場合の所得区分を「現役並み所得者」といい、医療費の自己負担割合は3割となります。

ただし、下の表の①②③のいずれかの要件に該当する場合、申請することにより、「一般Ⅱ」または「一般Ⅰ」の区分と同様となり、自己負担割合が2割または1割となります。

＊1 被保険者が前年の12月31日現在において世帯主であつて、同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の方がいる場合には、その人数に一定額（16歳未満は33万円、16歳以上19歳未満は12万円を乗じた額）を、被保険者の所得から控除して判定所得を算定します。

表

① 同じ世帯に被保険者が一人の場合、その方の年収が383万円未満であるとき。
② 同じ世帯に被保険者が複数いる場合、その全員の年収が合計で520万円未満であるとき。
③ 同じ世帯の被保険者が一人で、同じ世帯の70歳～74歳の方も含めた年収が520万円未満であるとき。

申請方法については、○○市（町・村）○○課○○係
TEL ○○ へお問い合わせください。

＊基準収入額適用申請広報原稿の広報誌への掲載については、各市町村によって対応が異なるため（例 市町村で対象者を把握し個別通知する等）各市町村へお任せします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課　資格G　　玉城　　宛て
FAX番号　　098-964-7785
E-mail　　kanri@kouiki-okinawa.jp

市町村名	
担 当 課	
担 当 者	

※資格確認書切り替え作業についての担当職員

資格確認書の切替に伴う配送等について（アンケート）

みだしのことについて、現在使用しています被保険者証又は資格確認書の有効期限は、令和7年7月31日までとなっています。8月以降使用する資格確認書については、広域連合から委託された業者が印刷後、各市町村へ配送を予定しています。（※配送日は決定次第お知らせ致します。）

つきましては、下記の質問に回答いただきますようお願いします。

お忙しいところ恐縮ですが、5月19日（月）までにFAXかメールにて回答をお願いします。

問1　業者から市町村へ配送する際は、封緘しますか。

□ 封緘する　　□ 封緘しない

問2　被保険者への送付については、郵送しますか。

□ 郵送する　　□ 郵送しない（　　）

郵送しない場合は（　）に受け渡し方法をご記入下さい

＊郵送するを選択された市町村については、資格確認書の受取人確認ができるよう、簡易書留で郵送をお願いします。

問3　問2で郵送するを選んだ市町村へお伺いします。
転送不要の印字を希望しますか。

□ 希望する　　□ 希望しない

＊希望するを選択した場合は、転居届を提出している場合でも差出人（市町村後期高齢医療担当課）に返送されます。

＊希望しないを選択した場合は、転居届先に転送されます。

問4　標準システムに登録されている問合せ先（別紙参照）に変更があれば、変更内容についてご記入ください。（印刷業者へ報告し、封筒裏面市町村連絡先へ記載します。）

□ 変更有り　　□ 変更無し

（変更内容：　　）

＊封筒には料金後納、簡易書留、郵便区内特別を印字し配送します。郵送しない市町村についてはご了承ください。

標準システムに登録されている問合せ先

2025/4/23現在

市町村名	郵便番号	住所		課名	電話番号
那覇市	9008585	那覇市	泉崎１－１－１	国民健康保険課	098-917-0410
宜野湾市	9012710	宜野湾市	野嵩１－１－１	国民健康保険課	098-893-4411
石垣市	9078501	石垣市	字真栄里６７２	健康保険課	0980-87-9040
浦添市	9012501	浦添市	安波茶１－１－１	国民健康保険課	098-876-1717
名護市	9058540	名護市	港１－１－１	国民健康保険課	0980-53-1212
糸満市	9010392	糸満市	潮崎町１－１	国民健康保険課	098-840-8127
沖縄市	9048501	沖縄市	仲宗根町２６－１	国民健康保険課　後期高齢医療係	098-939-1212
豊見城市	9010292	豊見城市	宜保一丁目１番地１	国民健康保険課	098-850-0160
うるま市	9042292	うるま市	みどり町１－１－１	国民健康保険課（本庁のみ）	098-973-3177
宮古島市	9068501	宮古島市	平良字西里１１４０番地	国民健康保険課	0980-72-3751
南城市	9011495	南城市	佐敷字新里１８７０	国保年金課	098-917-5327
国頭村	9051495	国頭郡国頭村	字辺土名１２１	福祉課	0980-41-2765
大宜味村	9051392	国頭郡大宜味村	字大兼久１５７	住民福祉課	0980-44-3003
東村	9051292	国頭郡東村	字平良８０４	福祉保健課	0980-43-2202
今帰仁村	9050492	国頭郡今帰仁村	字仲宗根２１９	健康づくり推進課	0980-56-4189
本部町	9050292	国頭郡本部町	字東５	健康づくり推進課	0980-47-2701
恩納村	9040492	国頭郡恩納村	字恩納２４５１	健康保険課	098-966-1217
宜野座村	9041392	国頭郡宜野座村	字宜野座２９６	健康福祉課	098-968-3253
金武町	9041292	国頭郡金武町	字金武１	住民生活課	098-968-2116
伊江村	9050592	国頭郡伊江村	字東江前３８	住民課	0980-49-2002
読谷村	9040392	中頭郡読谷村	字座喜味２９０１	健康保険課	098-982-9213
嘉手納町	9040293	中頭郡嘉手納町	字嘉手納５８８	町民保険課	098-956-1111
北谷町	9040192	中頭郡北谷町	桑江一丁目１番１号	保健衛生課	098-936-1234
北中城村	9012392	中頭郡北中城村	字喜舎場４２６－２	健康保険課	098-935-2267
中城村	9012493	中頭郡中城村	字当間５８５番地１	健康保険課	098-895-2171
西原町	9030220	中頭郡西原町	字与那城１４０番地１	健康保険課	098-911-9163
与那原町	9011392	島尻郡与那原町	字上与那原１６	健康保険課	098-945-2204
南風原町	9011195	島尻郡南風原町	字兼城６８６	国保年金課	098-889-4418
渡嘉敷村	9013592	島尻郡渡嘉敷村	字渡嘉敷１８３	民生課	098-987-2322
座間味村	9013496	島尻郡座間味村	字座間味１０９	住民課	098-896-4045
粟国村	9013792	島尻郡粟国村	字東４８３	民生課	098-988-2017
渡名喜村	9013692	島尻郡渡名喜村	１９１７－３	民生課（本庁のみ）	098-989-2317
南大東村	9013895	島尻郡南大東村	字南１４４－１	福祉民生課（本庁のみ）	09802-2-2036
北大東村	9013992	島尻郡北大東村	字中野２１８	福祉衛生課	09802-3-4055
伊平屋村	9050703	島尻郡伊平屋村	字我喜屋２５１	住民課	0980-46-2142
伊是名村	9050695	島尻郡伊是名村	字仲田１６８７番地２２	住民福祉課	0980-45-2819
久米島町	9013193	島尻郡久米島町	字比嘉２８７０	福祉課	098-985-7124
八重瀬町	9010492	島尻郡八重瀬町	字東風平１１８８	健康保険課	098-998-2210
多良間村	9060602	宮古郡多良間村	字仲筋９９－２	住民福祉課	0980-79-2623
竹富町	9078503	石垣市	美崎町１１－１	福祉支援課	0980-83-7415
与那国町	9071892	八重山郡与那国町	字与那国１２９	長寿福祉課	0980-87-3575

1. 年度更新のスケジュールについて

5月	広域	担当者会議	※全体スケジュールを説明（2割負担に係る再交付の際は発行無し）	
6月	広域	資格確認書印刷		
	広域	被保険者リスト等を市町村へ		
7月	市町村	資格確認書抜き取り作業		
	市町村	資格確認書等発送	7月中旬～7月末日	長期入院確認期間
	市町村	資格確認書交付・切替	7月中旬～8月末日	長期入院申請期間

2. 長期入院該当について（日数の計算例）

前年度に区分Ⅱの認定していない期間に入院した場合は、長期入院には該当しません。

図 1

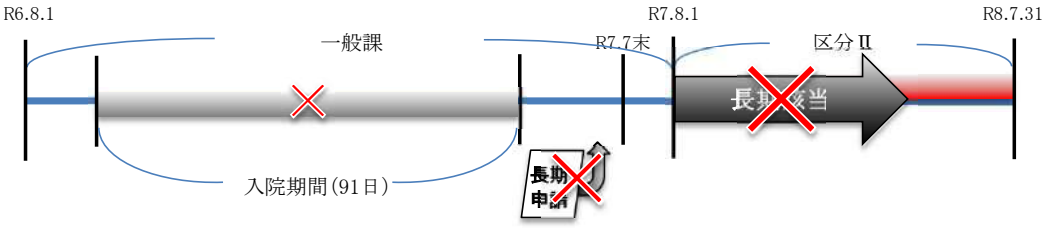

前年度に区分Ⅱの認定された期間に入院した場合で、7月末日までに申請を行った場合は、翌月初日から長期入院に該当します。

図 2

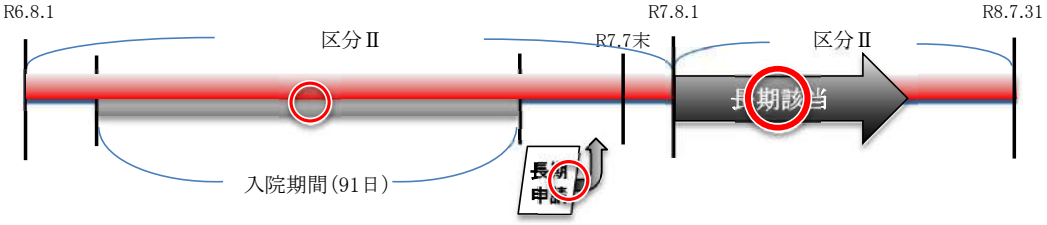

前年度に区分Ⅱの認定された期間に入院した場合は、申請月の翌月初日から長期入院に該当します。

図 3

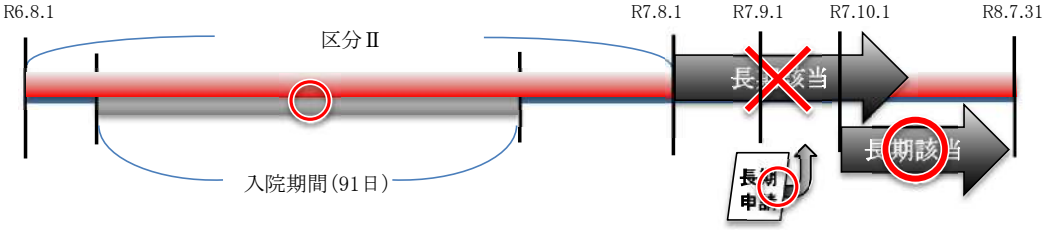

前年度長期該当に認定されている方で、前年度入院日数が90日を超えている方は長期入院継続となります。

図 4

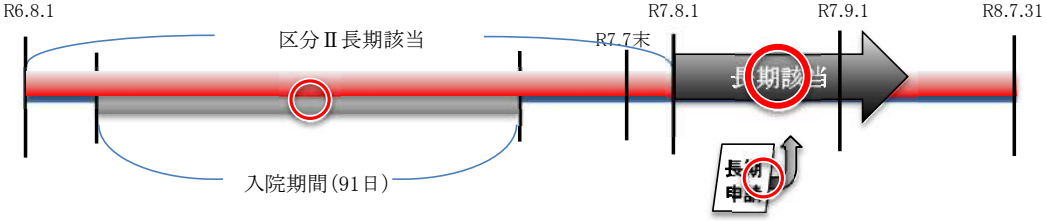

前年度長期該当に認定されている方で、前年度入院日数が90日を超えている方は長期入院継続となりますが、8月の更新期間内に手続きを行わなかった場合は、申請月の翌月初日から長期入院該当となります。

※ただし、協議のうえ広域連合が認める場合は、遡って長期入院該当となることがあります。

図 5

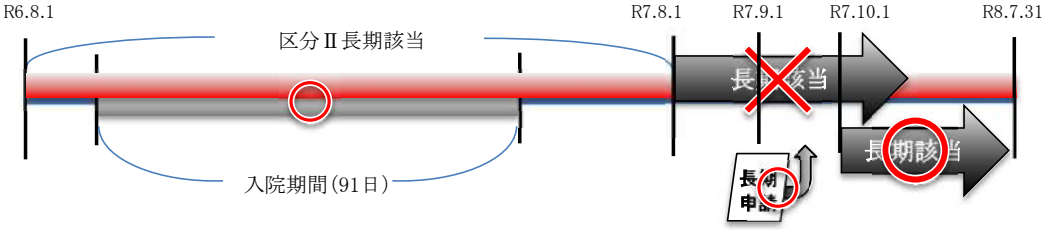

前年度長期該当の認定を問わず、区分異動した期間の入院日数は、長期入院の入院日数対象には含まれません。

図 6

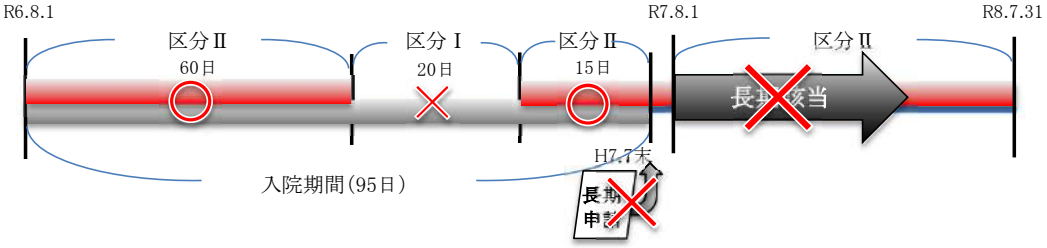

8月1日～8月31日の期間に、長期入院の申請があった場合は、下記のとおりに入力して発行してください。

・R7年度も引き続き長期入院該当となる方（6年度に長期認定されている）
発効期日・・・・・・・・・8月１日
発行年月日・・・・・・・印刷した日
交付年月日・・・・・・・窓口交付日
長期入院該当日・・・8月１日

・R7年度から長期入院該当となる方（6年度は長期認定されていない）
発効期日・・・・・・・・・8月１日
発行年月日・・・・・・・印刷した日
交付年月日・・・・・・・窓口交付日
長期入院該当日・・・9月１日

図 7

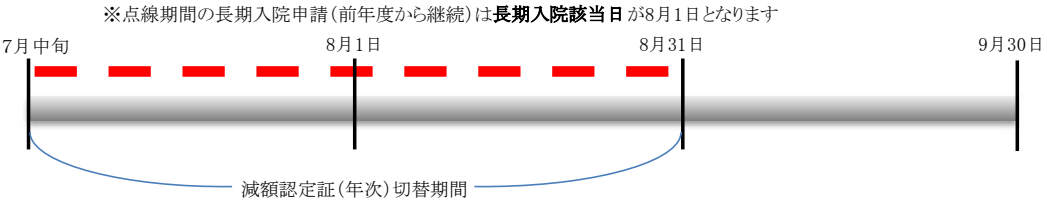

9月以降に長期入院の手続きを行った場合は、長期入院該当日は申請月の翌月初日となります。

図 8

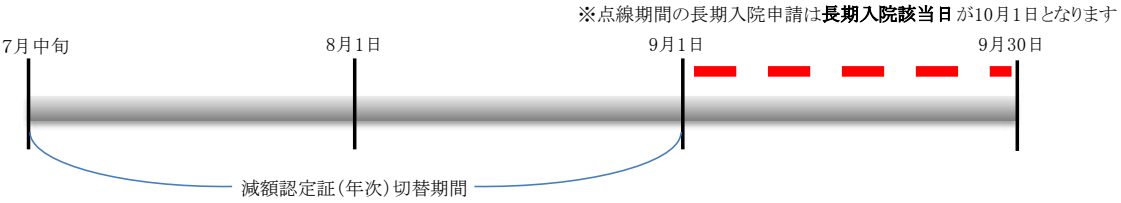

沖高医管第　54　号
令和７年　４月３０日

各市町村後期高齢者医療担当課長　様

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課長　　山　城　　敬
（公印省略）

資格確認書等の回収・差替えの徹底について(依頼)

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、資格確認書の回収差替えについては日頃よりお願いをしているところですが、被保険者が割合等変更前の旧資格確認書等を医療機関に提示したことにより、一部負担金の差額分を還付又は徴収する事例が発生しています。市町村担当者様におかれましては業務多忙の折恐縮ですが、誤った資格確認書等を使用しての医療機関受診を防止するために、下記のとおり、取扱いくださいますようお願い申し上げます。

記

- 資格確認書等の一部負担金の割合変更がある場合は、旧資格確認書等は被保険者に廃棄を依頼するのではなく、返信用封筒を同封する等回収を徹底してください。
- 被保険者に対し資格確認書等の返還の請求を行ったにもかかわらず、旧資格確認書等の返還がなされない場合には、文書や電話等による通知を行い回収に努めてください。
- 資格確認書等を回収した場合や、誤って印刷した等で、交付していない資格確認書等については、標準システムへ回収等の入力を確実に行ってください。
- 旧資格確認書等を回収する際に、被保険者が旧資格確認書等により医療機関で受診した場合には、広域連合と当該被保険者との間で本来支払うべき一部負担金の差額分を返還請求又は還付が発生することの説明を行ってください。

※ なお、被保険者への旧資格確認書の差替えのお知らせについては、別紙をご参考ください。

[問合せ先]
沖縄県後期高齢者医療広城連合
管理課　資格グループ
TEL　098 - 963 - 8012
FAX　098 - 964 - 7785

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇　〇〇　　様

沖縄県後期高齢者医療広域連合
市町村後期高齢者医療担当課

後期高齢者医療の一部負担金の割合(自己負担限度額)の変更について(お知らせ)

このたび、あなた様の後期高齢者医療資格確認書の一部負担金(自己負担限度額)の割合が下記のとおり変更となりました。
つきましては、新しい資格確認書を交付いたしますので、今後はこの資格確認書を病院等の窓口へ提示してください。
なお、現在お持ちの資格確認書又は被保険者証は、お住まいの市町村窓口へ返却をお願い致します。

記

1 新しい一部負担金の割合(自己負担限度額)
〇割 (区分〇)

2 変更理由
一部負担金の割合は毎年8月1日に住民税課税所得をもとに判定を行いますが、次の場合には再判定を行い、今までの一部負担金の割合が変更になります。

〇修正申告等による所得更正・決定があった時
〇世帯構成に変更があった時等

お願い

すでに病院等で、現在お持ちの資格確認書により受診された場合は、その際の医療費の一部負担金(自己負担限度額)に変更が生じますので、速やかに医療機関窓口へ新しい資格確認書を提示してください。
提示されない場合は、一部負担金の精算が遅れ、また医療機関等および広域連合の事務処理に支障が生じるため、ご協力をよろしくお願いします。
また、変更の間に受診された場合の、一部負担金の差額の精算についてのご連絡は、病院等からの請求内容の確認が必要なため、時間がかかりますので、ご了承ください。後日、差額分について徴収又は還付(償還)が発生します。

(一部負担金(自己負担限度額)の割合等については裏面をご覧ください)

○ 一部負担金の割合

後期高齢者医療の一部負担金の割合(1割･2割･3割)は、毎年8月1日から1年間、同じ世帯の被保険者の方(本人含む)の令和7年度市町村民税にかかる課税所得額[*1]と令和6年中収入合計額をもとに下表の判定基準で判定を行います。

負担区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者がいる世帯。 ※ ただし、世帯全員が住民税非課税である場合を除く。
	申請により3割→1割又は2割	上記を満たす方で、次のいずれかに該当する場合は、申請いただくと1割又は2割負担になります。 1 世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者の方がいる場合 :520万円 2 世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者の方がいない場合:次のいずれかの額 ①被保険者本人の収入額:383万円 ②世帯の70～74歳の方(後期高齢者医療の被保険者の方を除く。)を含めた収入額:520万円
一 般Ⅱ	2 割	住民税課税所得が28万円以上、145万円未満の後期高齢者医療被保険者がいる世帯で、次のいずれかに該当する場合。 ① 同一世帯の後期高齢者医療被保険者が一人のみで、「年金収入」と「年金以外の所得」の合計金額が200万円以上である。 ② 同一世帯の後期高齢者医療被保険者が二人以上いる世帯で、被保険者の「年金収入」と「年金以外の所得」の合計金額が320万円以上である。 ※ ただし、世帯全員が住民税非課税である場合を除く。
一 般Ⅰ	1 割	･上記以外の方 ※住民税課税所得が145万円以上でも、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者とその属する世帯の被保険者の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の方。

＊1 被保険者が前年の12月31日現在において世帯主であつて、同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の方がいる場合には、その人数に一定額(16歳未満は33万円、16歳以上19歳未満は12万円を乗じた額)を、被保険者の所得から控除して判定所得を算定します。

○ 自己負担限度額等

医療機関の窓口で限度額区分の併記がされた資格確認書を提示するか、マイナ保険証(オンライン資格確認)で限度額区分の提供に同意した場合は、1つの医療機関での月の支払いが下記の区分ごとの限度額までとなります。(入院時の食事代についても提示した自己負担限度額区分に応じて異なります。)限度額を医療機関へ提示しない場合は、負担割合ごとの最大区分での支払いとなります。(後日差額分を支給いたします。)

資格確認書へ任意記載事項の併記を希望する場合は、市町村後期高齢者医療担当課へ申請してください。

負担区分		1ケ月の自己負担限度額(世帯) 外来(個人)	1ケ月の自己負担限度額(世帯) 外来＋入院	入院時食事代
現役並み所得者	区分(現役並み)Ⅲ (課税所得 690万円以上)	252,600円 ＋[(医療費総額－842,000円) × 1%] 【140,100円】※1		1食 510円 (一部300円の場合があります)
現役並み所得者	区分(現役並み)Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円 ＋[(医療費総額－558,000円) × 1%] 【93,000円】※1		
現役並み所得者	区分(現役並み)Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円 ＋[(医療費総額－267,000円) × 1%] 【44,400円】※1		
一 般Ⅱ		18,000円 ※2 または[6,000円＋(医療費－30,000円)×10%]の低い方を適用※3	57,600円 (44,400円) ※4	
一 般Ⅰ		18,000円 ※2		
区分(低所得)Ⅱ		8,000円 ※2	24,600円	12カ月の入院日数90日まで 1食 240円
				12カ月の入院日数91日以上 1食 190円
区分(低所得)Ⅰ			15,000円	1食 110円

※1 同一世帯で12カ月以内に高額療養費の支給月数が3カ月以上ある場合の4カ月目からの限度額です。

※2 年間(8月～翌年7月)の限度額は144,000円です。

※3 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。
1か月の外来療養の自己負担額が合計6,000円を超えた場合は、割合の引き上げに伴う増加額を3,000円までに抑えます。
該当された場合は、高額療養費として後日払い戻します。(経過措置の対象機関は令和4年10月から令和7年9月までの診療分)

※4 同一世帯で12カ月以内に外来＋入院(世帯単位)の限度額を超えた高額療養費の支給月数が3カ月以上ある場合の4カ月目からの限度額です。

お問い合わせ先
●●●市(町村)△△△課×××係
TEL ○○○－××××

沖高医管第５３号
令和７年４月３０日

各市町村後期高齢者医療主管課長　様

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課長　　山　城　　敬
＜公 印 省 略＞

標準システムにおける適用除外者等管理への福祉事務所名の入力について（依頼）

平素は、沖縄県後期高齢者医療広域連合の運営に関してご協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

標記の件について、生活保護受給者や他広域連合住所地特例者等の沖縄県後期高齢者医療制度に加入しない方については、標準システムの適用除外者等管理に入力をいただいておりますが、広域連合側でも対象の福祉事務所等を把握していきたいと考えておりますので、適用除外者等管理の備考欄に福祉事務所等の名称入力をお願いいたします。

また、参考として別紙にて説明も添付させていただきます。

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課資格グループ

TEL：098-963-8012
FAX：098-964-7785

入力例

赤枠の備考欄へ上記のように入力をお願いいたします。（あくまで入力例です）

他広域連合の住所地特例者についても入力をお願いします。例　東京都広域連合住所地特例者

また、**入力日も必ず入力**をお願いします。

基準収入額適用申請についての注意事項

基準収入額適用申請とは・・・市町村民税の課税所得が 145 万円以上で医療費の自己負担割合が 3 割と判定された方について、次の(1)～(3)のいずれかの要件に該当する場合、申請すると自己負担額が 2 割または 1 割になる制度です。

(1) 世帯に被保険者が 1 人で、その方の**収入額**が 383 万円未満

(2) 世帯に被保険者が 2 人以上いる場合で、被保険者全員の**収入合計額**が 520 万円未満

(3) 世帯に被保険者が 1 人で、その方の**収入額**が 383 万円以上だが、同一世帯の 70 歳から 74 歳までの方の収入を含めた**収入合計額**が 520 万円未満

※収入とは、所得税法上の収入金額であり、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です（**所得金額ではありません**）。土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算又は繰越控除するため確定申告した場合、売却時の収入は基準収入額適用申請における収入に含まれます。ただし、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、個人住民税において申告不要を選択した場合は含まれません。

標準システムには所得金額と年金収入のみ取り込まれています。**その他の収入確認は各市町村の税システム**にて確認をお願いいたします。

また、毎月第 4 営業日にオンライン連携ツールにて配信される負担割合変更者一覧で、過年度の負担割合が 1 割または 2 割から 3 割へ変更となった方については、基準収入額適用申請のお知らせが出力されない仕様にシステムがなっていますので、確認漏れがないようにお願いいたします。

後期高齢者医療資格関係書類の取扱いについて

(1)　令和7年5月～令和8年4月　後期高齢者医療資格関係申請書受付日

申　請　月	市町村申請締切	広域連合申請受付締切(必着)
令和7 年　5月	5月 30日 (金)	6月 10日 (火)
令和7 年　6月	6月 30日 (月)	7月 10日 (木)
令和7 年　7月	7月 31日 (木)	8月 12日 (火)
令和7 年　8月	8月 29日 (金)	9月 10日 (水)
令和7 年　9月	9月 30日 (火)	10月 10日 (金)
令和7 年 10月	10月 31日 (金)	11月 10日 (月)
令和7 年 11月	11月 28日 (金)	12月 10日 (水)
令和7 年 12月	12月 26日 (金)	1 月 13日 (火)
令和8 年　1月	1月 30日 (金)	2月 10日 (火)
令和8 年　2月	2月 27日 (金)	3月 10日 (火)
令和8 年　3月	3月 31日 (火)	4月 10日 (金)
令和8 年　4月	4月 30日 (木)	5月 11日 (月)

・各種申請書は、申請月分をとりまとめ、翌月10日頃(上記締切日を参考)までに広域連合へ必着となるように送付してください。

・各種申請書は、郵送又は託送、直接持参で広域連合へ提出してください。
※郵送する場合は、必ず配達記録を利用すること。(確実に届いているか確認するため)

・資格関係書類、給付関係書類、保険料関係書類はそれぞれ別に綴ってください。

・上記受付締切日は資格関係書類のものです。給付や保険料の関係書類については、
別日となる場合があります。

・申請書のとりまとめ方は、次項【綴り方】を参照してください。

・申請書の一番上に各種申請件数集計表を忘れずに付けて下さい。

・集計表の項目ごとに纏めて並べる事をお願いします。
例:資格取得届出は「県外からの転入」、「障害認定」、「生保停止・廃止」、「その他」の順番で纏める等。

(2)【　綴り方　～一冊のファイルに綴る～　】

◆申請書ごとにとりまとめ、仕切り用紙を挟む。
※仕切り用紙をカラーにする等、インデックスを貼るなど見やすいように工夫してください。
◆受付簿は、原本を広域連合に送付し、写しを市町村で保管する。
◆後期高齢者医療各種申請書件数集計表を作成し、一番上に綴る。

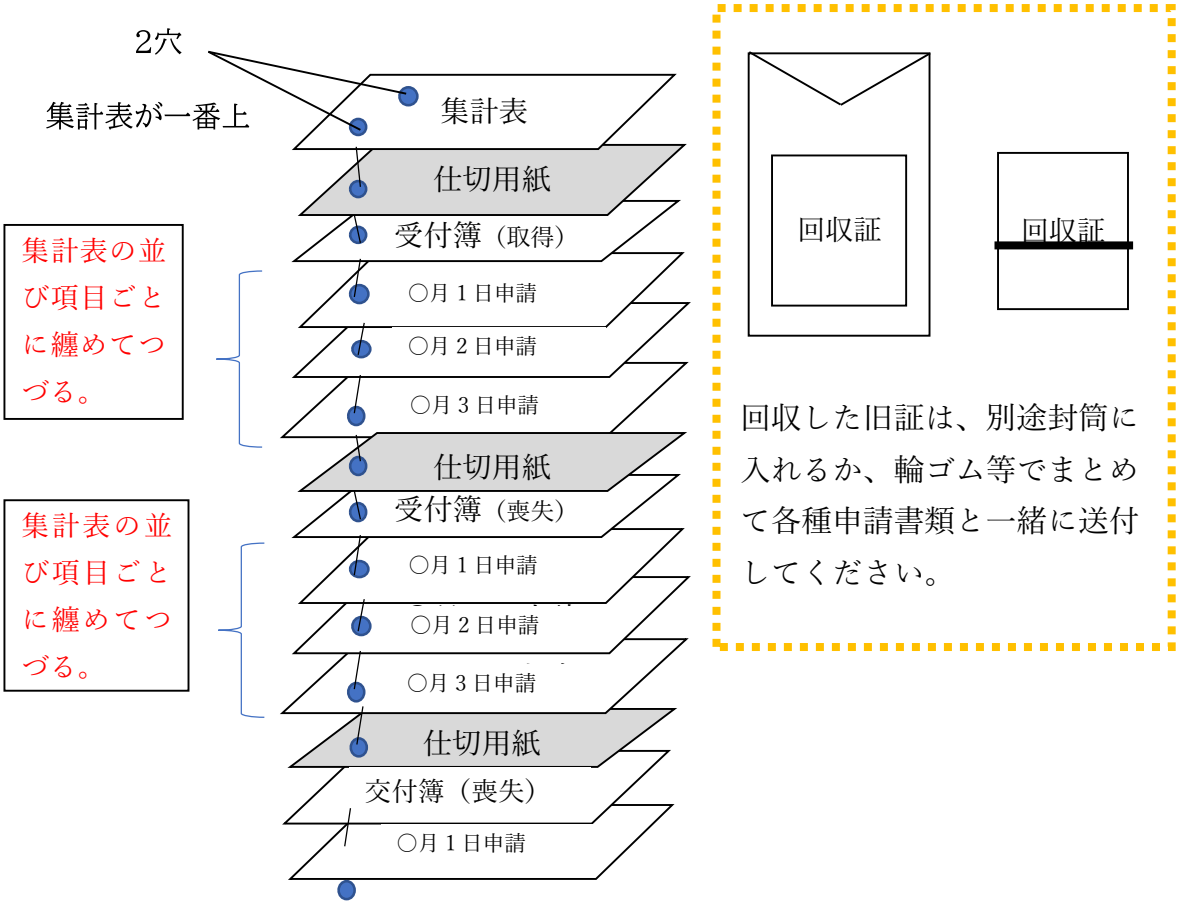

◆申請書類については以下の順でファイリングしていただきますようご協力おねがいします。

NO	項　目	備　考
1	資格取得届	県外転入、障害認定、生保廃止等
2	資格変更届	広域内転入、転居、住所地特例適用等
3	負担割合の変更	基準収入額適用
4	資格喪失届	障害認定撤回、生保開始等
5	証交付申請	資格確認書(新規･再交付･任意記載追加)等
6	マイナ保険証解除申請	
7	送付先変更･廃止届	送付先変更(新規･変更･廃止)

※表紙に申請の年月・種類・市町村名を記載する。

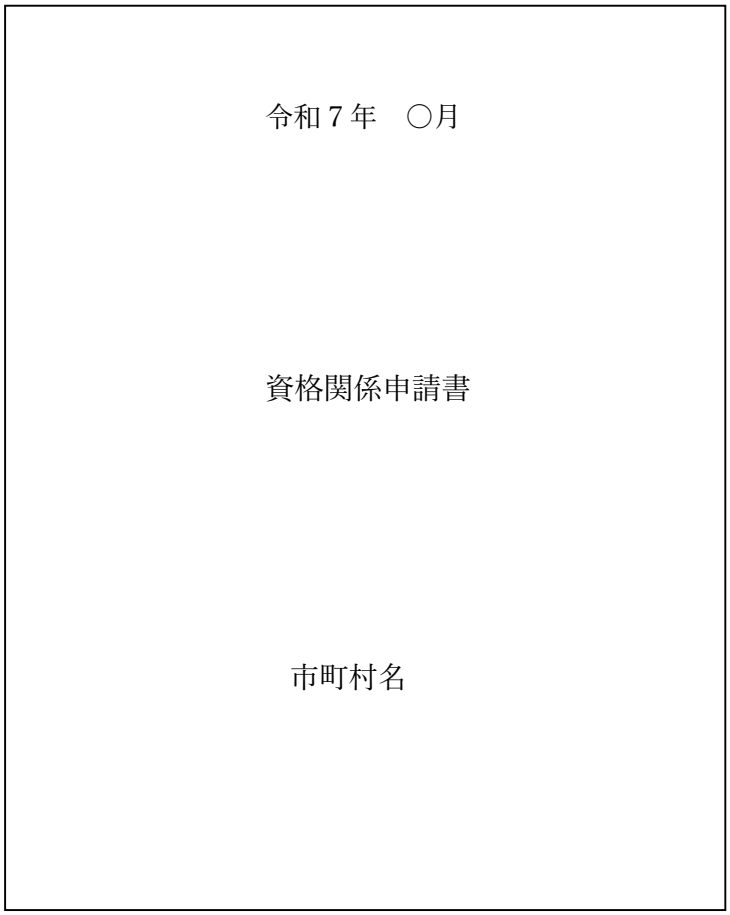

※添付書類について、証明する書類以外は不要です。

身分証明書の写しや資格確認書の写し、住基の異動届出書などは不要です。

必要な書類・・・生保に関するもの・長期入院に関するもの・特定疾病に関するもの　など

市町村名（　　）

令和　　年(　　)月分　後期高齢者医療　各種申請件数集計表

資格取得届

事由	件数	備考
県外からの転入	0 件	・職権申請可
障害認定	0 件	・要添付書類(障害程度のわかる書類の写し)
生活保護廃止又は停止	0 件	・要添付書類(生活保護廃止・停止証明書※写し可)・職権申請可
その他	0 件	
小計	0 件	

資格変更届

事由	件数	備考
広域内転入（県内からの転入）	0 件	・住基情報を日次送信済みの場合は申請不要(送信前に処理する際は要申請)
転居（市町村内での住所異動）	0 件	・住基情報を日次送信済みの場合は申請不要(送信前に処理する際は要申請)
住所地特例適用（県外施設入所）	0 件	・職権申請可・住登外宛名を作成時点で広域へ連絡
その他（職権修正等）	0 件	・住基情報を日次送信済みの場合は申請不要(送信前に処理する際は要申請)
小計	0 件	(証回収　有　0　件　無　0　件

負担割合の変更

事由	件数	世帯数	備考
基準収入適用（職権申請）	0 件	0　世帯	・職権対応届出済みの市町村のみ
基準収入適用（個別申請）	0 件	0　世帯	・要添付書類(収入額のわかる書類の写し)
小計	0 件	0　世帯	

資格喪失届

事由	件数	備考
障害認定の撤回	0 件	・届出の翌日以降に喪失
生活保護の開始	0 件	・要添付書類(生活保護決定通知等※写し可)・職権申請可
その他	0 件	
小計	0 件	(証回収　有　0　件　無　0　件

証交付申請

種別	件数	備考
資格確認書（新規）	0 件	・資格情報のお知らせを交付されている対象者が資格確認書の発行を希望する場合
資格確認書（再交付）	0 件	・資格確認書を交付されている対象者が紛失等で再度発行を希望する場合
資格確認書（任意記載事項追加）	0 件	・資格確認書を交付されている対象者が区分情報や特定疾病情報の記載を希望する場合
長期入院該当申請	0 件	・要添付書類(入院期間のわかる書類※写し可)
境界層該当申請	0 件	・要添付書類(境界層該当証明書、生活保護却下証明書等※写し可)
特定疾病療養受療証（新規）	0 件	・要添付書類(医師の意見書又は前保険での特定疾病療養受療証※写し可)
特定疾病療養受療証（再交付）	0 件	
資格喪失証明書	0 件	・資格喪失前の被保険者情報を求められた場合
小計	0 件	

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請（マイナ保険証解除申請）

事由	件数	備考
マイナ保険証解除申請	件	

送付先変更・廃止届

事由	件数	備考							
		全書類	資格	賦課	収納	給付	減額査定	医療費	後発
送付先変更（新規）	0 件	件	件	件	件	件	件	件	件
送付先変更（変更）	0 件	件	件	件	件	件	件	件	件
送付先の廃止	0 件	件	件	件	件	件	件	件	件
小計	0 件								

申請件数合計	件	

◎適用除外の取扱いについて

※統一マニュアル５５ページより一部抜粋

① 適用除外とは

後期高齢者医療保険において、75歳以上の広域内在住の方であっても、被保険者とならない方がいます。適用除外の対象者については、沖縄県後期高齢者医療広域連合における被保険者ではないことを明確にするため、その理由とともに、保険の適用を除外する入力を行います。

適用除外の理由

ア 生活保護を受けている者

イ 外国人で、住民登録がない者（在留期間が３月に満たない外国人）

ウ 外国人で、在留資格が「特定活動」であり、その内容が「病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの」である者

エ 沖縄県以外の広域連合で資格を取得し、沖縄県の住所地特例施設へ転入した者（国民健康保険において住所地特例により適用除外となっている者が障害認定又は年齢到達により後期高齢者医療保険へ加入する場合を含む。）

オ ハンセン病施設へ入所している者

外国人の方で在留資格が「特定活動」である場合は、必ず「指定書」の確認を行ってください。「指定書」の内容が 「病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの」である者の場合は 後期高齢者医療の被保険者とはなりません。

※過去に適用除外とすべき方に誤って資格を取得させた事例があります。外国人で在留資格が「特定活動」の方については、必ず「指定書」を確認して、適用除外とするべき方に誤って資格を取得させることのないようにお願いします。
（後期連合へ提出する申請書類へコピーを添付してください。）

◎海外からの転入者の自己負担限度額適用区分について

※統一マニュアル６７ページより一部抜粋

海外からの転入者については（１月１日時点において日本国内に住所を有しなかった被保険者）については、課税標準額０の課税者として扱ってください。

※非課税として取り扱わないように注意してください。

沖縄県後期高齢者医療広域連合　主管課長及び担当者会議

事業課資料

保険給付2グループ

1．柔道整復療養費に係る長期受療者への周知文書の発送について〈報告事項〉

柔道整復療養費に係る長期受療者への周知文書の発送について

1.目的

長期で頻回受診している被保険者に対して、柔道整復療養費に特化した明細書を送ることで自己負担額や施術回数等を把握してもらい、過度な受療の抑制につなげることを目的としています。

2.現状

当広域連合では、療養費の適正化のため、R2 年度から柔道整復療養費の点検業務を委託しております。委託前と比較して 8,000 万円近く請求額が減少しています。

＜請求額の推移＞

2019（R1）年度　※委託前	１８１，２２０，７８３円
2020（R2）年度	１４３，３４２，３５９円
2021（R3）年度	１２８，３５０，７３７円
2022（R4）年度	１１７，９２１，１６７円
2023（R5）年度	１１９，２６７，５７５円
2024（R6）年度	１０６，６８７，０８８円

3.発送時期

６月中旬に発送予定（発送枚数:約 800 件）

4.市町村へのお願い

通知発送後の問い合わせは、基本的に委託業者が行うこととなっています。仮に、通知に関するお問い合わせ（窓口や電話）があった際には、通知記載の連絡先へのお電話を促していただけると幸いです。

（案）

〒-9999
沖縄県○○市９９－９９－９９
■■ビル９９Ｆ

令和7年6月18日
沖縄県後期高齢者医療広域連合

柔第　999999999999999 号

テスト　太郎　　様

■ 柔道整復療養費に関するお知らせ ■

このお知らせは、厚生労働省の指導により療養費の適正受療に対する認識を深めていただくことを目的に発行しており、あなたが健康保険を使って接骨院等で施術を受けられた療養費についてご連絡いたします。

柔道整復師は医師ではないことから、健康保険が適用できるものは外傷性が明らかな捻挫・打撲・挫傷（肉離れ）の怪我に限定されています。外傷性の怪我であっても長期に亘り改善がみられない場合や、日常生活の疲れ（肩こり・腰痛等）・運動後の筋肉疲労・病気や原因不明の痛みなどは健康保険は使えません。

同封のリーフレットを参照いただき保険適用とならない施術内容に該当される場合は、今後自費にてご利用いただく可能性があります。

※療養費支給申請書は、あなたが受けた施術にかかる沖縄県後期高齢者医療広域連合事業課への療養費請求書にあたります。
　内容（傷病名・日数・施術内容等）を確認した上で署名をお願いします。
※このお知らせは、医療費控除の申請手続きで使用できません。

【施術を受けた方】　テスト　太郎
【対象期間】　令和6年2月　～　令和7年1月
【施術内容】

施術年月	療養費			施術を受けた施術所		負傷１		負傷２		負傷３		負傷４	
	療養費総額	自己負担額	国保支払額	施術所名	施術者名	負傷箇所	日数	負傷箇所	日数	負傷箇所	日数	負傷箇所	日数
5 11	10	3	7	テスト接骨院	てすと　施術者	頸部捻挫	999	腰部捻挫	999	肩関節捻挫	999	肘関節捻挫	999
5 12	200	60	140	テスト接骨院	てすと　施術者	頸部捻挫	999	腰部捻挫	999	肩関節捻挫	999	肘関節捻挫	999
6 1	3,000	900	2,100	テスト接骨院	てすと　施術者	頸部捻挫	999	腰部捻挫	999	肩関節捻挫	999	肘関節捻挫	999
6 2	4,000	1,200	2,800	テスト接骨院	てすと　柔整師	頸部捻挫	999	腰部捻挫	999	肩関節捻挫	999	肘関節捻挫	999
6 3	5,000	1,500	3,500	テスト接骨院	てすと　柔整師	頸部捻挫	999	腰部捻挫	999	肩関節捻挫	999	肘関節捻挫	999
6 4	6,000	1,800	4,200	ＴＥＳＴ鍼灸接骨院	ＴＥＳＴ　鍼師	頸部捻挫	999	腰部捻挫	999	肩関節捻挫	999	肘関節捻挫	999
6 5	7,000	2,100	4,900	ＴＥＳＴ鍼灸接骨院	ＴＥＳＴ　灸師	頸部捻挫	999	腰部捻挫	999	肩関節捻挫	999	肘関節捻挫	999
6 6	8,000	2,400	5,600	ＴＥＳＴ鍼灸接骨院	ＴＥＳＴ　灸師	頸部捻挫	999	腰部捻挫	999	肩関節捻挫	999	肘関節捻挫	999
6 7	9,000	2,700	6,300	てすと按摩マッサージ施術院てすと地域分院	按摩　テスト男	頸部捻挫	999	腰部捻挫	999	肩関節捻挫	999	肘関節捻挫	999
6 8	10,000	3,000	7,000	てすと按摩マッサージ施術院てすと地域分院	按摩　テスト男	右上腕部（上部）挫傷	999	右趾節関節捻挫	999	右上腕骨（上部）不全骨折（ヒビ）	999	右下腿部（下部）打撲	999
6 9	200,000	60,000	140,000	てすと按摩マッサージ施術院てすと地域分院	マッサージ　テスト子	鍼灸	999						
6 10	300,000	90,000	210,000	てすと按摩マッサージ施術院てすと地域分院	マッサージ　テスト子	按摩マッサージ	999						
合計	552,210	165,663	386,547										

※このお知らせについてご質問がありましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

<問合せ先>
沖縄県後期高齢者医療広域連合
委託先：ガリバー・インターナショナル㈱
営業時間　平日 9:30～17:30
TEL:098-943-9977

Ｒ７．５月

沖縄県後期高齢者医療広域連合　事務主管課長及び担当者会議

事業課資料

保健事業グループ

１．長寿健康診査について
２．歯科健診事業について
３．訪問指導事業について
４．ジェネリック差額通知について
５．市町村への補助金について
６．保健事業と介護予防の一体的実施について
７．医療費通知の対応について
８．その他

1. 長寿健康診査について

(1)令和６年度受診率速報値

当初目標値：３０．５％　　実 績 見 込：２６．３５％

※確定ではありませんので、今後数値が変更となる場合があります。

(2)令和７年度受診率目標

令和７年度受診率目標値は３１％となっております。

(3)健診対象外者

令和６年度から、「特定健診等実施基準」に準じて除外対象者を除くこととされた国の通知に基づき、要綱の改正を行っております。改正に伴って追加された対象者は、以下要綱の下線部分となります。

【沖縄県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱（抜粋)】

（対象者）

第２条　長寿健康診査の対象者は、当該年度に、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の被保険者であるものとする。

（対象外者）

第３条　前条の対象者のうち、次に掲げる者を除く。

(1) 妊産婦

(2) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者

(3) 国内に住所を有しない者

(4) 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者

(5) 病院又は診療所に６月以上継続して入院している者

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 55 条第１項第２号から第５号までに規定する施設（同号に規定する施設のうち、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第８条第 11 項に規定する特定施設については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第５条第１項の登録を受けたもの（介護保険法第８条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第 41 条第１項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）に入所又は入居している者

２　当該年度中に特定健康診査又はそれに相当する健康診査を受診した者。

３　広域連合を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）が実施する人間ドック助成事業を利用した者。

(4)長寿健診結果に係る速報値について

国保連合会が作成した長寿健診結果速報値を市町村へDドライブにて提供しますので、市町村での保健事業や、受診歴の確認等にご活用ください。

(5) 重複受診について

年度内に２回以上受診する重複受診に対する取組として、再発行受診券のフォーマットをお送りしております（令和７年３月下旬にDドライブで送信済み)。紛失時等の再発行の際には、受診歴がないか確認し、送付したフォーマットで再発行していただくようお願いします。

また、これまでは、ご本人に重複分は請求せずに広域連合で支払い、通知で重複受診防止の対策を行っておりました。今後は、ご本人に請求するか重複の原因に応じて、個別に判断していく予定です。

令和６年度長寿健康診査受診率速報値

No	市町村名	令和6年度(R7.4月時点)		
		対象者数	受診者数	受診率
1	那覇市	36,596	8,891	24.30%
2	宜野湾市	9,905	2,108	21.28%
3	石垣市	5,104	1,594	31.23%
4	浦添市	11,496	3,033	26.38%
5	名護市	7,029	1,995	28.38%
6	糸満市	6,367	1,557	24.45%
7	沖縄市	14,068	3,074	21.85%
8	豊見城市	6,358	1,905	29.96%
9	うるま市	13,696	3,220	23.51%
10	宮古島市	6,684	1,871	27.99%
11	南城市	5,933	1,706	28.75%
12	国頭村	805	381	47.33%
13	大宜味村	566	223	39.40%
14	東村	286	132	46.15%
15	今帰仁村	1,513	455	30.07%
16	本部町	1,975	706	35.75%
17	恩納村	1,332	491	36.86%
18	宜野座村	782	277	35.42%
19	金武町	1,549	517	33.38%
20	伊江村	734	314	42.78%
21	読谷村	4,535	1,251	27.59%
22	嘉手納町	1,596	383	24.00%
23	北谷町	3,017	635	21.05%
24	北中城村	2,121	586	27.63%
25	中城村	2,132	635	29.78%
26	西原町	3,849	1,066	27.70%
27	与那原町	1,996	561	28.11%
28	南風原町	3,862	966	25.01%
29	渡嘉敷村	78	52	66.67%
30	座間味村	94	4	4.26%
31	粟国村	111	42	37.84%
32	渡名喜村	66	25	37.88%
33	南大東村	141	79	56.03%
34	北大東村	57	24	42.11%
35	伊平屋村	164	88	53.66%
36	伊是名村	179	103	57.54%
37	久米島町	1,064	423	39.76%
38	八重瀬町	3,481	963	27.66%
39	多良間村	160	81	50.63%
40	竹富町	438	222	50.68%
41	与那国町	149	64	42.95%
	沖縄県	162,068	42,703	26.35%

順位	市町村名	受診率
1	渡嘉敷村	66.67%
2	伊是名村	57.54%
3	南大東村	56.03%
4	伊平屋村	53.66%
5	竹富町	50.68%
6	多良間村	50.63%
7	国頭村	47.33%
8	東村	46.15%
9	与那国町	42.95%
10	伊江村	42.78%
11	北大東村	42.11%
12	久米島町	39.76%
13	大宜味村	39.40%
14	渡名喜村	37.88%
15	粟国村	37.84%
16	恩納村	36.86%
17	本部町	35.75%
18	宜野座村	35.42%
19	金武町	33.38%
20	石垣市	31.23%
21	今帰仁村	30.07%
22	豊見城市	29.96%
23	中城村	29.78%
24	南城市	28.75%
25	名護市	28.38%
26	与那原町	28.11%
27	宮古島市	27.99%
28	西原町	27.70%
29	八重瀬町	27.66%
30	北中城村	27.63%
31	読谷村	27.59%
32	浦添市	26.38%
平均	沖縄県	26.35%
33	南風原町	25.01%
34	糸満市	24.45%
35	那覇市	24.30%
36	嘉手納町	24.00%
37	うるま市	23.51%
38	沖縄市	21.85%
39	宜野湾市	21.28%
40	北谷町	21.05%
41	座間味村	4.26%

※確定ではありませんので、今後数値が変更となる場合があります。

※順位は小数点第二位未満も参照しています。

手書き用受診券の提供について（令和７年度版）

１　はじめに

特定健診データ管理システム（以下「システム」という。）は、受診券の発行から費用決済まで一元管理しており、特に受診券発行時に付番する整理番号は、健診結果データを健診機関から受領する際の妥当性チェックで、重要なキーになります。

しかしながら、下記のケースがある場合、システムを利用した受診券の発行（整理番号の付番）や受診券整理番号の確認ができません。

このことから国保連合会において、保険者の臨時対応へ対処しつつ、システムの整合性を保つため、手書き用受診券及び処理手順を作成しておりますので、「２　発行から費用決済までの手順」を参考に、必要に応じてご活用ください。

①転入直後の被保険者が受診を希望しているが、被保険者情報がシステムに反映されておらず受診券が発行できない。

※例えば、4月1日に転入してきた者がシステムに反映されるのは5月中旬になる。（これは、システムの被保険者情報連携ルールに基づく。）この「4月1日から5月中旬」の間は、システムに被保険者情報が存在しないため、受診券を発行できない。

②受診券を持参していない被保険者がいるが、システムを操作できる端末が手元にない、または、既に付番した受診券整理番号のリスト等がないため、受診券整理番号の確認ができない。

２　発行から費用決済までの手順

（１）受診券整理番号は仮番号として「25100000000」（西暦下２桁＋１健診＋ゼロ８個）とする。

（２）市町村は、受診者に手書き用受診券を渡す。

（３）市町村は、健診機関へ受診券整理番号「25100000000」として国保連合会へ請求するよう依頼する。

（４）市町村は、後日、システムから受診券を発行して受診券整理番号を取得する。

※庁内にて既に付番した受診券整理番号を把握できる場合は、システムから再発行せず、既存の受診券整理番号を利用してください。

（５）市町村は、別添「手書き用受診券作成者の一覧」に手書き受診券を発行した者の被保険者番号等の基本情報と、システムが付番した受診券整理番号「251XXXXXXXX」を記載し、市町村サイボウズで毎月10日までに国保連合会に報告する。

※報告時点で、まだ被保険者情報がシステムに反映されずに受診券整理番号が取得できない場合は、一旦受診券整理番号の欄は空白のままで報告し、翌月に再度、システムから受診券発行処理を行い、受診券整理番号を取得して報告してください。

（６）国保連合会は、健診機関から受診券整理番号「25100000000」で請求を受け付けた場合、市町村から受領した「手書き用受診券作成者の一覧」を参照して受診券整理番号を置き換え、健診機関への費用決済処理を行う。

※手書き受診券に関する文書については４月上旬にDドライブにて送信済み

特定健診データ管理システムの説明（簡易版）

国保連合会のパソコン（サイボウズがあるパソコン）にインストールされています。

市町村が使用する機能は主に４つ

① 「特定健診除外対象者登録」　除外対象者（長期入院や施設入所者等）は除外登録されています。退院等で除外対象では無くなった場合は解除しないと受診券整理番号が取得できません。

②「受診券発行」　年齢到達者等、新規で受診券整理番号を取得する場合に使用します。

③「受診券再発行」　他市町村からの転入者に発行する場合に使用します。また、受診者の受診券整理番号の確認を行う時に使用します。

④「被保険者記録照会」　健診の受診履歴や受診券整理番号の確認をする際に使用します。受診券の再発行を行う際に今年度受診していないか確認し、受診している場合は再発行は行わないでください。（毎月送る速報値の方が最新の受診履歴まで反映しています）

※紛失時などの再発行は、本システムで受診履歴や受診券整理番号を確認し、再発行用の受診券フォーマット（令和７年３月下旬に送付済み）を利用して発行してください。

２．歯科健診事業について

平成 28 年度からモデル事業として開始し、対象市町村を変えながら実施しております。令和７年度については現在、沖縄県歯科医師会と調整中であり、対象市町村が決まりましたら改めてご連絡いたします。

【概　　要】　歯科医院で歯と口の検査を行う
①むし歯、歯周病の有無や状態をみる　②かむ、飲み込む力を調べる
③結果を踏まえて保健指導を行う等

【実施期間】　令和７年９月１日～令和８年１月３１日

【対 象 者】　対象地域に住む 75 歳～79 歳の被保険者
ただし、要介護１～５、施設入所者、長期入院者を除く

令和６年度受診者内訳

市町村	①対象者数	②受診者数	②/① 受診率	性別毎		年齢毎				
				男性	女性	７５歳	７６歳	７７歳	７８歳	７９歳
那覇市	10,651	569	5.340%	227	342	167	183	83	55	81
宜野湾市	2,983	119	3.99%	52	67	31	37	22	9	20
浦添市	3,509	159	4.53%	75	84	43	35	28	22	31
名護市	2,108	60	2.85%	23	37	16	21	12	3	8
沖縄市	4,233	144	3.40%	66	78	51	39	25	10	19
豊見城市	2,064	82	3.97%	28	54	19	28	14	7	14
うるま市	4,207	139	3.30%	56	83	32	47	25	20	15
国頭村	232	5	2.16%	2	3	1	1	2	1	0
大宜味村	166	7	4.22%	4	3	3	3	0	0	1
東村	69	0	0.00%	0	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	438	13	2.97%	3	10	1	9	1	1	1
本部町	598	17	2.84%	7	10	3	5	2	4	3
宜野座村	252	6	2.38%	4	2	2	2	0	1	1
金武町	445	12	2.70%	6	6	3	4	0	1	4
伊江村	187	4	2.14%	1	3	1	2	0	1	0
南風原町	1,143	52	4.55%	17	35	18	11	11	4	8
渡嘉敷村	26	0	0.00%	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	28	0	0.00%	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	12	0	0.00%	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	60	3	5.00%	0	3	0	2	1	0	0
多良間村	58	1	1.72%	1	0	0	1	0	0	0
計	**33,469**	**1,392**	**4.16%**	**572**	**820**	**391**	**430**	**226**	**139**	**206**

※受診期間：R6.9.1～R7.1.31

３．訪問指導事業

（１）事業の目的

重複・頻回受診者、健康指導対象者等後期高齢者に対し療養上の日常生活指導、病院受診に関する指導及び服薬などの適切な指導を行うことにより、被保険者の健康保持と疾病の重症化予防及び医療費の適正化を図ることを目的とする。

主な訪問指導対象者について

1. 同一疾病について、同月中に３箇所以上受診している者（重複受診者）
2. 同一疾病について、同月中に 15 回以上受診している者（頻回受診者）
3. 長寿健診結果やレセプト等により、健康指導が必要と判断される者
4. その他レセプト等により、必要と認められる者（多剤重複、状態不明者等）

令和６年度は離島を含む 25 の市町村において、実人数 701 人、延べ 826 件実施しました。訪問区分による内訳は重複頻回 3 件、多剤重複 213 件、健康指導 476 件、健康状態不明者 134 件になっております。（資料１参照）

（２）訪問指導事業と一体的実施事業について

今年度も広域連合では訪問指導事業を実施いたします。その際には一体的事業を行う市町村と訪問対象者が重複しないよう調整等が必要になるため、お手数をおかけしますが、調整の際はよろしくお願いいたします。

（３）訪問対象者への周知について

訪問指導員が訪問する際は、対象者へ事前に事業実施についての周知文書を送付しておりますが、万一、住民からお問い合わせ等ありましたら広域連合 事業課 保健事業グループへご案内をお願いいたします。（098-963-8014）

〈資料1〉　令和６年度後期高齢者健康長寿訪問指導事業実施件数（市町村別）

	市町村名	広域連合訪問指導員				市町村委託				総延べ件数
		重複頻回	多剤重複	健康指導	状態不明者	重複頻回	多剤重複	健康指導	状態不明者	
1	那覇市	0	13	28	8	一　体　的　実　施				49
2	宜野湾市	3	15	14	13	一　体　的　実　施				45
3	石垣市									
4	浦添市	0	14	20	13	一　体　的　実　施				47
5	名護市	0	44	94	1	一　体　的　実　施				139
6	糸満市					一　体　的　実　施				
7	沖縄市	0	31	72	23	一　体　的　実　施				126
8	豊見城市	0	7	8	11	一　体　的　実　施				26
9	うるま市	0	8	26	4	一　体　的　実　施				38
10	宮古島市	0	0	12	5	一　体　的　実　施				17
11	南城市					一　体　的　実　施				
12	国頭村	0	3	13	0	一　体　的　実　施				16
13	大宜味村	0	2	8	0	一　体　的　実　施				10
14	東村	0	1	0	0	一　体　的　実　施				1
15	今帰仁村	0	6	16	5	一　体　的　実　施				27
16	本部町	0	3	5	0	一　体　的　実　施				8
17	恩納村	0	3	26	0	一　体　的　実　施				29
18	宜野座村	0	0	0	0	一　体　的　実　施				0
19	金武町	0	1	10	10	一　体　的　実　施				21
20	伊江村					一　体　的　実　施				
21	読谷村	0	16	57	11	一　体　的　実　施				84
22	嘉手納町	0	5	5	7	一　体　的　実　施				17
23	北谷町	0	8	21	0	一　体　的　実　施				29
24	北中城村	0	12	0	0	一　体　的　実　施				12
25	中城村	0	8	0	0	一　体　的　実　施				8
26	西原町	0	10	19	10	一　体　的　実　施				39
27	与那原町	0	1	9	3	一　体　的　実　施				13
28	南風原町	0	2	1	10	一　体　的　実　施				13
29	渡嘉敷村					一　体　的　実　施				
30	座間味村					一　体　的　実　施				
31	粟国村					0	0	11	0	11
32	渡名喜村									
33	南大東村									
34	北大東村					0	0	1	0	1
35	伊平屋村					一　体　的　実　施				
36	伊是名村					一　体　的　実　施				
37	久米島町					一　体　的　実　施				
38	八重瀬町					一　体　的　実　施				
39	多良間村									
40	竹富町					一　体　的　実　施				
41	与那国町									
	合計	3	213	464	134	0	0	12	0	**826**

※一体的実施は、件数に含みません。

４．ジェネリック差額通知について（令和６年度実施状況）

（1）事業の目的

ジェネリック医薬品を普及させることにより、被保険者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することを目的としています。

（2）通知対象者の抽出基準

ジェネリック医薬品に切替えのできる新薬を処方されている方のうち、ジェネリック医薬品に切替えることで、ひと月あたりの自己負担額が 500 円以上軽減見込みの被保険者へ通知しています。

（3）令和６年度の実施状況（年２回通知）

・６月通知　1,014 名
・１月通知　　545 名
・保険者別の後発医薬品の使用割合 89.6%（令和６年３月診療分で全国１位）
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190726.html）

５．市町村への補助金について

○沖縄県後期高齢者医療制度特別対策補助金

市町村が行っている長寿・健康増進事業に対して補助を行っています。令和６年度は 14 市町村申請額に対し 15,492,229 円を交付予定です。

令和6年度
特別調整交付金交付基準　事業区分Ⅰ　1. 長寿･健康増進事業に係る事業実施状況総括表
（　計画　・　実績　）

広域連合名 市区町村名			広域連合	市区町村	市町村実績額計	広域連合確定額計	交付基準額に基づく算定分 (2)ウ健康教育･健康相談等 (3)健康増進にしる事業 実施	市町村実績額	広域確定額	(3)その他 41 (3)その他･はり･きゅう等利用費助成 実施	市町村実績額	広域確定額
番号	都道府県名	市区町村名	0	18	16,962,006	15,492,229	8	14,377,376	14,057,340	10	2,584,630	1,306,268
1	沖縄県	石垣市	0	1	3,060,799	3,060,799	1	3,060,799	3,060,799	0	0	0
2	沖縄県	糸満市	0	2	3,205,384	2,861,334	1	2,964,584	2,644,598	1	240,800	216,736
3	沖縄県	沖縄市	0	2	3,246,420	3,246,420	1	2,829,420	2,829,420	1	417,000	417,000
4	沖縄県	豊見城市	0	1	767,353	767,353	1	767,353	767,353	0	0	0
5	沖縄県	宮古島市	0	1	267,960	267,960	1	267,960	267,960	0	0	0
6	沖縄県	南城市	0	1	784,000	203,388	0	0	0	1	784,000	203,388
7	沖縄県	嘉手納町	0	1	205,600	55,603	0	0	0	1	205,600	55,603
8	沖縄県	北谷町	0	1	354,830	102,461	0	0	0	1	354,830	102,461
9	沖縄県	北中城村	0	1	124,000	73,732	0	0	0	1	124,000	73,732
10	沖縄県	中城村	0	2	3,689,660	3,689,660	1	3,633,660	3,633,660	1	56,000	56,000
11	沖縄県	西原町	0	1	113,600	113,600	0	0	0	1	113,600	113,600
12	沖縄県	与那原町	0	2	412,000	331,748	1	264,000	264,000	1	148,000	67,748
13	沖縄県	大宜味村	0	1	589,600	589,550	1	589,600	589,550	0	0	0
14	沖縄県	南風原町	0	1	140,800	128,621	0	0	0	1	140,800	128,621

（１）健康教育・健康相談等の対象になる事業について（交付基準Ｑ＆Ａより

心身の健康保持・増進を目的として、健診受診率向上のための取組や栄養・運動・服薬・口腔等の地域の特性を踏まえた事業を対象とする。

【具体例】

・高齢者を対象とした運動教室（与那原町 33 回）

・健診未受診者に対する個別受診勧奨（広域連合 33,000 通、豊見城市 7,499 通）

・パンフレット作製等の健康啓発、（石垣市・宮古島市・大宜味村：カレンダー）

※一体的実施事業を実施している市町村は同一内容の補助は受けられません

（２）その他・はり・きゅう等助成事業

平成２７年度に交付を受けていた 1,434,890 円が沖縄県の上限額となっているので申請した市町村で按分することになります。

【令和７年度の補助金申請の流れ（予定)】　　__は市町村の作業

5 月中旬～6 月上旬　実施計画書の提出→　9 月中旬　交付申請書の提出→　10 月中旬　交付決定　→　11 月上旬　概算払の交付　→　12 月中旬　変更計画書の提出　→　令和８年２月中旬　変更交付申請書の提出→　３月下旬　補助金交付　→　4 月中旬　実績報告　→　５月補助金の交付→（変換が生じた市町村のみ）令和８年度末までに補助金の返還

６．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

令和６年度は 34 市町村が実施いたしました。令和７年度は石垣市が再開、新規で粟国村、多良間村、与那国町、宜野座村が休止となり計 37 市町村で実施予定です。今年度も国保連合会に委託して研修会を予定しておりますのでご参加をお願いします。

【令和６年度一体的実施取組状況】※変更交付申請時点

市町村	消費税申告	事業実施圏域数	企画・調整を担当する医療専門職		地域を担当する医療専門職			対象経費	交付額
			人件費	委託料	人件費	その他経費	委託料	消費税込み額（α）	（α）×2/3
那覇市	消費税申告不要	4	5,800,000	0	14,000,000	1,051,989	0	20,957,187	13,971,458
宜野湾市	消費税申告不要	4	5,800,000	0	7,000,000	187,000	0	13,005,700	8,670,466
浦添市	消費税申告不要	5	5,800,000	0	17,500,000	985,000	0	24,383,500	16,255,666
名護市	消費税申告不要	4	5,800,000	0	13,522,207	922,107	0	20,336,524	13,557,682
糸満市	消費税申告不要	2	5,119,000	0	7,000,000	1,000,000	0	13,219,000	8,812,666
沖縄市	消費税申告不要	4	5,800,000	0	4,666,665	311,879	0	10,809,731	7,206,487
豊見城市	消費税申告不要	2	4,554,378	0	7,000,000	928,699	0	12,575,946	8,383,964
うるま市	消費税申告不要	2	5,800,000	0	3,500,000	799,000	0	10,178,900	6,785,933
宮古島市	消費税申告不要	1	5,800,000	0	0	500,000	0	6,350,000	4,233,333
南城市	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	66,107	0	9,372,717	6,248,478
国頭村	消費税申告不要	1	2,999,640	0	0	500,000	0	3,549,640	2,366,426
大宜味村	消費税申告不要	1	4,567,000	0	0	65,000	0	4,638,500	3,092,333
東村	消費税申告不要	1	3,866,666	0	0	300,000	0	4,196,666	2,797,777
今帰仁村	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	500,000	0	9,850,000	6,566,666
本部町	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	385,383	0	9,723,921	6,482,614
恩納村	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	433,455	0	9,776,800	6,517,866
宜野座村	消費税申告不要	1	5,800,000	0	0	135,000	0	5,948,500	3,965,666
金武町	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	321,102	0	9,653,212	6,435,474
伊江村	消費税申告不要	1	5,800,000	0	0	500,000	0	6,350,000	4,233,333
読谷村	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	500,000	0	9,850,000	6,566,666
嘉手納町	消費税申告不要	1	4,008,254	0	1,750,000	500,000	0	6,308,254	4,205,502
北谷町	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	500,000	0	9,850,000	6,566,666
北中城村	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	500,000	0	9,850,000	6,566,666
中城村	消費税申告不要	1	4,878,066	0	3,500,000	387,495	0	8,804,310	5,869,540
西原町	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	500,000	0	9,850,000	6,566,666
与那原町	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	500,000	0	9,850,000	6,566,666
南風原町	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	500,000	0	9,850,000	6,566,666
渡嘉敷村	消費税申告不要	1	5,800,000	0	0	453,580	2,018,000	8,518,738	5,679,158
座間味村	消費税申告不要	1	5,800,000	0	0	42,000	0	5,846,200	3,897,466
伊平屋村	消費税申告不要	1	5,750,000	0	720,000	388,640	0	6,897,504	4,598,336
伊是名村	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	0	0	9,300,000	6,200,000
久米島町	消費税申告不要	1	3,383,333	0	0	155,000	400,000	3,993,833	2,662,555
八重瀬町	消費税申告不要	1	5,800,000	0	3,500,000	500,000	0	9,850,000	6,566,666
竹富町	消費税申告不要	1	5,800,000	0	750,100	226,000	0	6,798,700	4,532,466
								計	220,195,973

７．医療費通知の対応について

平成 29 年度から、広域連合から送付される「医療費のお知らせ」が確定申告の添付資料として使用できるようになっております。

また、医療費通知を市町村で受け取れるようにしてほしいと被保険者からの多数の要望に対応して、令和４年２月より市町村で医療費通知が取得できるようになりました。

さらに、マイナポータルにおいても、令和３年９月診療分から医療費通知情報が取得できます。

【医療費のお知らせハガキ発送時期】（年３回）
１回目：５月（昨年 10～12 月診療分）
２回目：９月（１～５月診療分）
３回目：１月（６～９月診療分）

広域連合における医療費通知の交付について

医療費通知の市町村における交付は、過去５年分までとなっており、令和７年に申請した場合、令和２年分までの交付となります。６年以上前のものが必要な場合や、即日発行を希望する場合は、広域連合が交付しております。お問い合わせがありましたら、交付方法についてご案内くださいますようお願いいたします。

【請求できる方】※市町村で申請する場合と同様
(1) 本人
(2) 本人の成年後見人　（必要書類：登記事項証明書）
(3) 本人が委任した任意代理人（必要書類：①委任者本人の運転免許証または個人番号カード等、②委任状（申請書の委任状欄に記入））
(4) （本人死亡の場合のみ）ご遺族等（必要書類：戸籍謄本または改製原戸籍謄本等）

※詳細については広域連合ＨＰをご覧ください。

【様式等ダウンロード先】

沖縄県後期高齢者医療広域連合
<< TOP >>
広域連合について
広域連合の概要
スケジュール
事務局の案内
後期高齢者医療制度
制度の概要
運営のしくみ
保険料について
給付について
保健事業につい
広域連合議会
議会について
広域連合情報
広域連合規約
例規集
予算と決算
関係資料
公告物
リンク
申請書等
申請書等
セルフメディケーション税制関係
(事業課　保健事業グループ　098-963-8013)
特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明依頼書 (93KB)
特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明依頼書　[記入例] PDF (149KB)
セルフメディケーション税制 証明の要否 判断チャート PDF (101KB)
広域連合での医療費通知交付申請関係
(事業課　保健事業グループ　098-963-8013)
後期高齢者にかかる医療費通知の交付について (請求方法のご案内) PDF (118KB)
医療費通知交付申請書 PDF (75KB)
医療費通知交付申請書［記入例］ PDF (105KB)
市町村での医療費通知申請関係
(事業課　保健事業グループ　098-963-8013)
医療費通知交付申請書（市町村窓口用） PDF (434KB)
第三者行為関係（一般用）
(事業課　保険給付１グループ　098-963-8013)
第三者行為による傷病届の提出について PDF (85KB)

８．その他

（１）　配布物について

①ジェネリック医薬品希望シール
②医療費せつやく二刀流
③医療費を節約する３つの方法
④長寿健診ポスター
⑤受診勧奨ポケットティッシュ
①～③については窓口等で希望者に配布して下さい。
※ポケットティッシュは可能であれば集団健診会場等で長寿健診受診者へのインセンティブとして配布して下さい。難しいようであれば窓口等で配布して長寿健診受診勧奨に役立てて下さい。対象者は後期高齢者なので被保険者以外への配布はご遠慮ください。

令和７年５月15日(木)
令和７年度第１回　後期高齢者医療事務主管課長会議

令和６年度後期高齢者医療事務に係る指導監督(助言)における指摘事項等について

沖縄県 保健医療介護部
国民健康保険課

後期高齢者医療事務に係る市町村指導監督について

法的根拠

- **高齢者の医療の確保に関する法律第134条**（報告の徴収等）
- **地方自治法第245条の４**（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）
- **後期高齢者医療制度の事務に係る指導監督の実施について**

（厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）

令和６年度沖縄県後期高齢者医療指導監督（助言）方針 ※一部抜粋

後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し、後期高齢者医療制度の事務の実施状況を関係法令等に照らして実地に検討し、必要な助言及び適切な援助を行うものとする。

Ｒ６指摘事項①

01　適正な債権管理がされていない

- **高齢者の医療の確保に関する法律第160条（2年時効）に基づく不納欠損が多い。**

　適正な債権管理ができていない事例が見られた。時効による不納欠損の処理については、県外自治体で職員が徴収権を時効消滅させて徴収を違法に怠ったとする裁判例があることから、必要な財産調査と滞納処分の執行停止を行い、時効による不納欠損を無くし、未済額の圧縮に努めていただきたい。

- **財産調査をせずに不納欠損処理を行っている。**
- **滞納を続けている被保険者について、不納欠損処理をしていない。**

地方税法
（滞納処分の停止の要件等）
第１５条の７　地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。
　一　滞納処分をすることができる財産がないとき。
　二　滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
　三　その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
２　地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
３　地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
４　第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
５　第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

【参考】
滞納整理の流れ(概要)

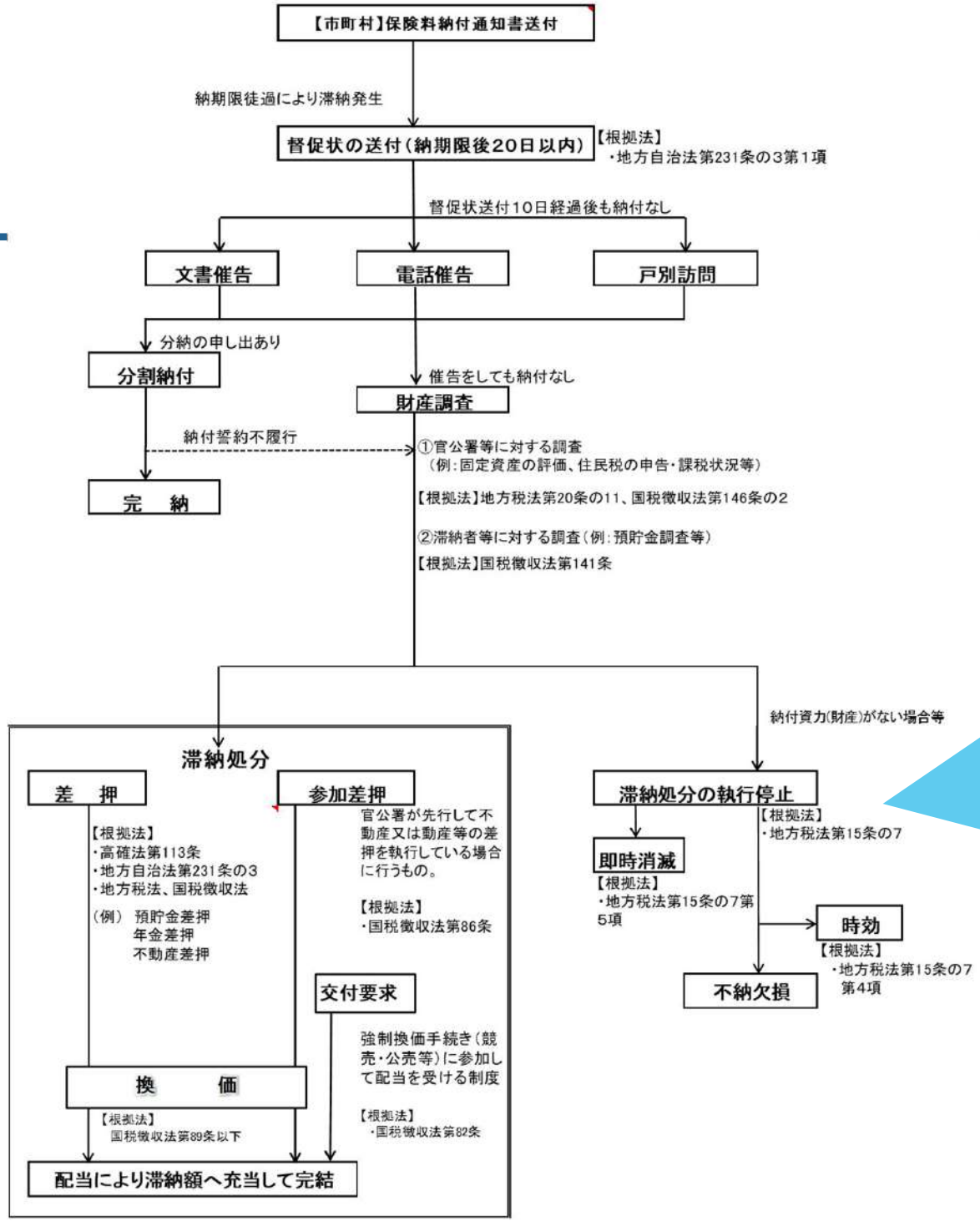

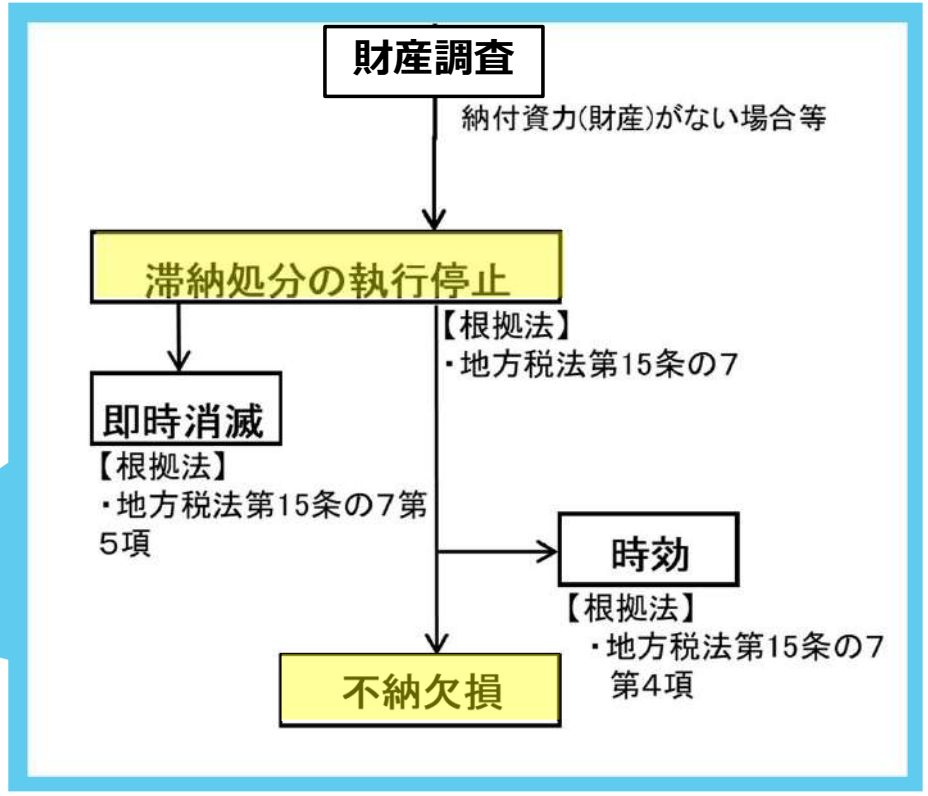

（出典：H27徴収担当者研修会の資料を一部加工）

Ｒ６指摘事項②

02　徴収職員証の作成がされていない

- 徴収職員証について規程で定めて作成する必要がある。

国税徴収法
（身分証明書の提示等）
第百四十七条　徴収職員は、この款の規定により質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは捜索をする場合又は前条の職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
２　この款の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求、物件の留置き又は捜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

03　分納誓約書を徴収していない

- 分納対応時には、分納誓約書及び分納計画書を作成する。のちに言った言わないのトラブルになることを防ぐ意味でも、分納誓約書及び分納計画書を作成し双方で保管していただきたい。

04　被保険者証の保管場所が適切でない

- 宛先不明などで返戻された記名済みの被保険者証については、盗難・悪用されることがないよう、施錠できる保管庫に保存するよう改善していただきたい。